

# 郡山市国土強靱化地域計画

令和2年3月 策定

令和8年3月 改訂

## 目次

### 第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の背景・趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### 第2章 郡山市の概況

- 1 概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 自然災害のリスク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

### 第3章 基本的な考え方

- 1 計画策定の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 強靱化を推進する上での基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 5 想定する災害(リスク)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 6 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)・・・・・・・・・・ 11
- 7 施策分野の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

### 第4章 脆弱性評価と強靱化推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

### 第5章 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の背景・趣旨

郡山市は、福島県の中央部に位置し、海拔 245m 前後の安積平野と呼ばれる平坦地を中心に市街地が広がり、市の中心部を南から北へ阿武隈川が流れています。面積は、757.20 km<sup>2</sup>で、周辺は、西に猪苗代湖、東に阿武隈山地、北は安達太良山に接しており、安積開拓と開さくにより豊かな大地に変貌した豊かな自然は、多くの恵みをもたらす一方、河川の氾濫や土砂災害などの自然災害をもたらします。これまで日本では、地理的・地形的・気象的な特性から幾度も大規模自然災害により様々な被害もたらされてきおり、2011（平成 23）年に発生した東日本大震災は、これまでの我々の想像をはるかに上回る巨大な地震により、広範囲で甚大な被害をもたらし、強大な自然の猛威を見せつけました。また、2019（令和元）年 10 月には台風第 19 号による大雨（令和元年東日本台風）が、本市をはじめ東日本を中心に甚大な被害をもたらしました。

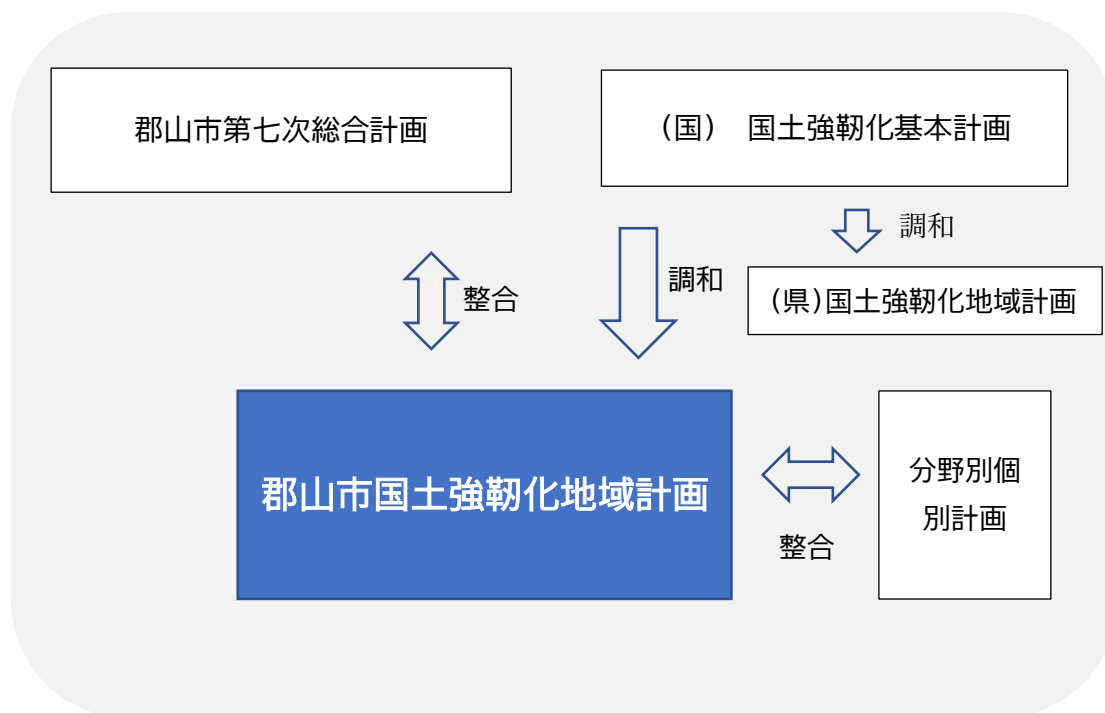
東日本大震災の教訓や今後の大規模自然災害を見据え、国では事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、2014（平成 26）年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）を制定し、基本法第 10 条の規定に基づく「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定しました。

また、福島県においても東日本大震災から得た教訓を踏まえ、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として、2018（平成 30）年に「福島県国土強靱化地域計画」（以下、「県地域計画」という。）を策定し、県土全域にわたる強靱化関連施策が推進されているところで

本市におきましても、同様の理念のもと、基本計画と調和を図りながら、今後発生が予想される大規模自然災害等に対して、市民・地域・民間事業者・行政の強固な連携のもと、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する地域強靱化に取り組んでいくための方向性をとりまとめたものとして「郡山市国土強靱化地域計画」（以下、本計画という。）を令和 2 年 3 月に策定しました。

その後、国の「国土強靱化基本計画」（2023（令和 5）年 7 月）の変更も踏まえ、計画の見直しを行いました。

## 2 計画の位置づけ



本計画は、基本法第 13 条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、国の「基本計画」、と調和を図るとともに、本市の将来都市像を描く「郡山市第七次総合計画」、分野別個別計画における地域強靱化に関する部分との整合性を図りながら、郡山市で取り組む事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を取りまとめた計画となっています。

なお、国の基本計画の見直しや、大規模自然災害等の発生に伴う検証、国土強靱化に関する事業や取組等の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行います。

## 3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間とします。なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとします。

## 第2章 郡山市の概況

### 1 概況

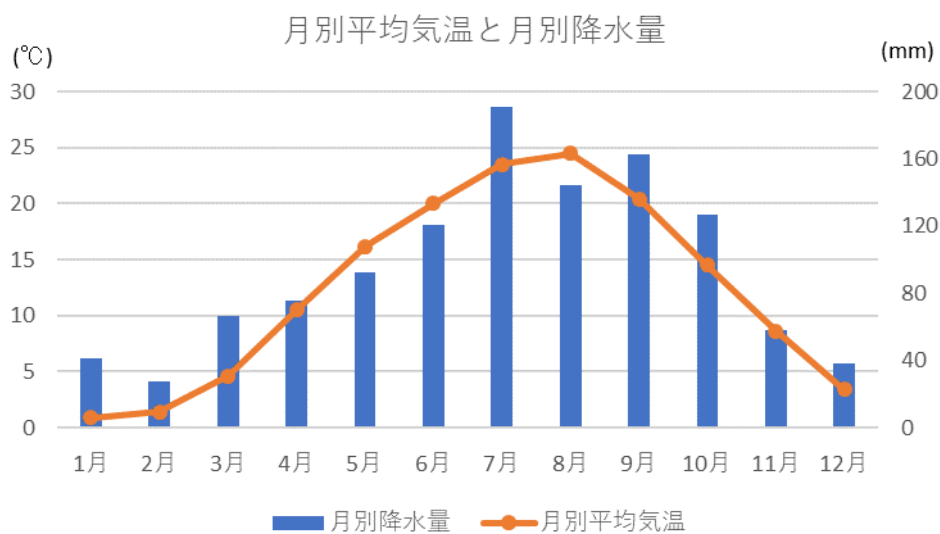
#### (1) 位置・地勢

郡山市は福島県の中央部にあり、海拔 245 メートルの安積平野、又は郡山盆地と呼ばれる平たん地を中心に、西高東低の地形で、西端は猪苗代湖の一部、東は阿武隈山系、北は安達太良山頂に達しています。市街地東部を阿武隈川が南北に流れており、中流域は猪苗代湖を水源とする安積疏水、新安積疏水によって、灌漑が進み米作地帯となっています。首都圏から東北新幹線で約 80 分というアクセスの良さに加え、鉄道や東北・磐越両自動車道が縦横に交差するなど、交通の利便性が高い地域です。



#### (2) 気候

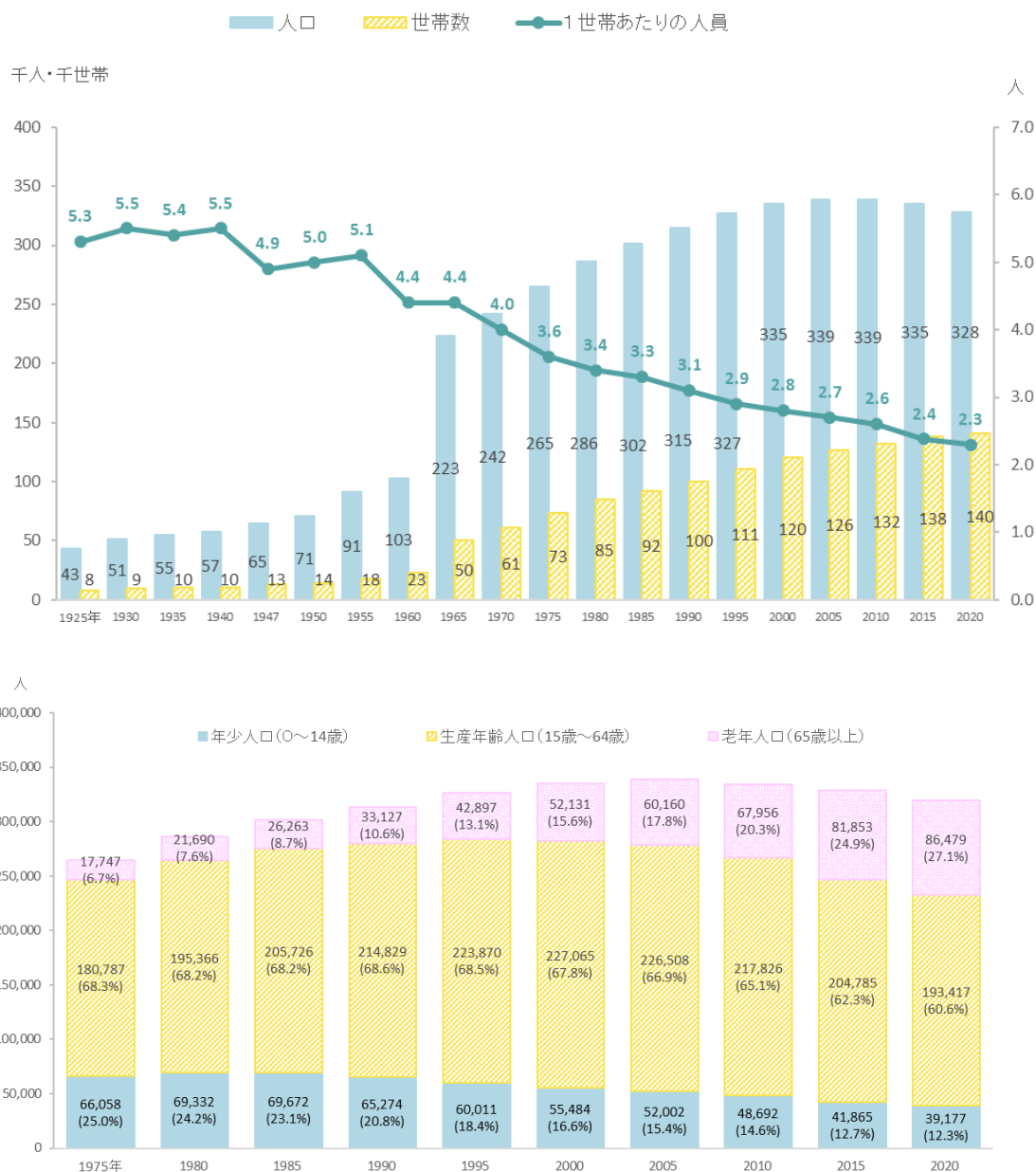
気候は、比較的穏やかな内陸性気候で、年間平均気温は 12.4℃、年間降水量は約 1140mm となっています。年間を通じて、乾湿の差が少なく温和で住み良い気候となっています。



## (2)人口

本市の人口は2005年をピークに減少に転じ、2020年10月1日現在(国勢調査)、327,692人、世帯数は140,441世帯となっています。

少子高齢化の進行に伴い、65歳以上の比率が年々増加し、2020年10月1日現在27.1%となっています。



## (3)地形及び地質

低い丘陵性台地とそれを貫く沖積層におおわれ、この大部分は第三紀鮮新世の砂岩、頁岩等を基低とするが一部は石英安山岩におおわれ、一部はその後の第四紀沖積世の砂れき、泥土に厚くおおわれています。

#### (4)土地利用

本市の土地利用は、田畑が約 21%、宅地が約 8%、山林が約 42%を占めています。

また、本市の行政区域の約 36%にあたる 27,023.5ha が都市計画区域に指定されています。都市計画区域は、優先的かつ計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」の二つの区域に区分され、市街化区域が 6,886.3ha、市街化調整区域が 20,137.2ha となっています。

#### (5)交通ネットワーク

昭和 48 年(1973)の東北自動車道、同 57 年(1982)の東北新幹線の開通、平成 5 年(1993)の福島空港の開港、そして平成 9 年(1997)には、磐越自動車道が全線開通するなど、高速交通網が整備され交通の要衝となっています。

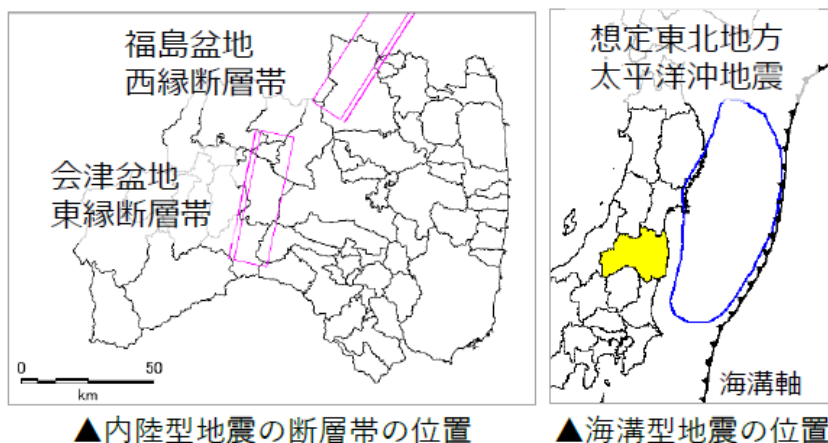
また、高速道路には、市内に 5 つのインターチェンジと 2 つの高速道路を結ぶジャンクションがあり、全国的にもたいへん優れた立地条件を有しています。

## 2 自然災害のリスク

### (1)地震災害

福島県による「福島県地震・津波被害調査」では、福島県で備えるべき想定地震として以下の4つを設定しています。

地震	マグニチュード(Mj)	郡山市の最大深度
福島盆地西縁断層帯を震源とする地震	Mj7.8	5強
会津盆地東縁断層帯を震源とする地震	Mj7.7	7
想定東北地方太平洋沖地震	Mj9.0	6強
各市町村直下の地震	Mj7.3	6強



(出典：福島県『みんなで守る大切ないのちとくらし』より引用)

また、日本海溝・千島海溝沿いでは、マグニチュード(M)7から8を超える巨大地震や地震の揺れが小さくても津波を発生させる地震など様々な地震が発生し、幾度となく大きな被害を及ぼしてきました。

国の中央防災会議により「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」が策定され、郡山市も日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に含まれており、被害が生じる可能性があるため、平時からの備えが重要です。

#### 【過去の地震災害(東日本大震災)の概要】

- ・ マグニチュード9.0 震度6弱
- ・ 死者(直接死)1名
- ・ 住宅被害 全壊2,433棟 半壊21,325棟

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0の巨大地震と大津波を発

生させ、多数の死者・行方不明者を出すなど、甚大な被害をもたらしました。東京電力福島第一原子力発電所の冷却系統に支障が発生し、原子炉内の燃料損傷により大量の放射性物質が放出され、大規模自然災害と原子力災害が重なる未曾有の複合災害となりました。本市においても、建物の倒壊、ライフラインの遮断、放射性物質の拡散により、市内全域に風評が及び、あらゆる産業が大きな打撃を受ける事態となりました。



▲市内各所で道路陥没



▲発災後着の身着のまま庁外に避難した市職員



▲1階部分がつぶれたビル



▲潰れた一階部分で取り残された市民の救出活動状況

## (2)風水害・土砂災害

本市には、阿武隈川とそこに流入する支川・枝川が流れており、大雨による洪水発生リスクがあります。また、近年、温暖化等の影響により、日本各地で短時間の集中豪雨（ゲリラ豪雨）や、大型化した台風、線状降水帯による大雨などにより水害、土砂災害が頻発しています。

また、東日本大震災や平成30年7月豪雨ではため池の決壊による災害が発生しており、地震や大雨によるため池の決壊に伴う被害が発生する可能性があります。

### 【過去の水害(令和元年東日本台風)の概要】

- ・総雨量 郡山市芳賀 281.5mm 郡山市中田町 284.5mm
- ・死者 6 名 負傷者 1 名
- ・住宅被害 床上浸水 6,814 件 床下浸水 929 件

2019 年 10 月 12 日から 13 日にかけて本市を直撃した台風第 19 号(令和元年東日本台風)では、2 日間での総雨量が 280mm になるなど記録的な大雨となりました。この台風に伴う大雨により、床上床下浸水、道路、河川の損壊が発生し、戦後最大の被害をもたらした昭和 61 年 8.5 水害を上回る甚大な被害が発生しました。



うねめ通り(郡山消防署撮影)



赤木小学校



水門町(郡山消防本部撮影)



中央工業団地(写真提供：スペースワン)

### (3)雪害

本市では、湖南地域が豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯に指定されており、冬季は、冬型の気圧配置が強まると市の西側を中心に大雪となることがあります。市街地や東側で大雪となることは稀ですが、発達した南岸低気圧の影響で大雪となる恐れがあります。

### (4)火山災害

本市周辺には、安達太良山と磐梯山の 2 つの活火山があります。一部の地域に被害をもたらす恐れがあり、気象庁及び仙台管区気象台の火山監視・情報センターにおいて火山活動の観測・監視を行っています。

## 第3章 基本的な考え方

### 1 計画策定の進め方

本計画は以下の構成(手順)により策定しました。

- ・STEP 1 目標の明確化(第3章)
- ・STEP 2 リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)、施策分野の設定(第3章)
- ・STEP 3 個別施策の現状把握、脆弱性の分析評価(第4章)
- ・STEP 4 脆弱性評価を踏まえた、対応方策(強靱化推進方針)の検討(第4章)

### 2 基本目標

国の基本計画を踏まえ、基本目標として以下の4つを設定し、本市の強靱化に向けた取組みを部局横断的かつ国、県、民間等と連携して総合的に推進していきます。

#### ●基本目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

### 3 事前に備えるべき目標

基本目標の実現に向け、国の基本計画を踏まえ、事前に備えるべき目標として、次の6項目を設定します。

事前に備えるべき目標	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
3	必要不可欠な行政機能を確保する
4	経済活動を機能不全に陥らせない
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
6	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## 4 強靱化を推進する上での基本的な方針

---

次の方針に基づき本市における強靱化を推進していきます。

### (1) 適切な施策の組み合わせ

- ・EBPM (Evidence-based-Policy Making : 証拠に基づく政策立案) 概念を持ち、予見可能性の高い課題から現在取り組むべき対策を考えるバックカスティング思考のもと、施策の推進にあたる。
- ・災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・国、県、市、市民、民間事業者等が適切な相互連携、役割分担により、「自助」・「共助」・「公助」の取組みを推進し、地域防災力の向上にあたる。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

### (2) 効率的な施策の推進

- ・気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、既存の社会資本を有効活用、施設等の適切な維持管理、国や県の施策の活用等により、限られた財源において効果的な施策を推進する。

### (3) 地域特性を活かした施策の推進

- ・人口減少や少子高齢化等、社会情勢の変化や地域の特性や課題に柔軟に対応し、女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮しつつ施策を推進する。
- ・交通の要衝「陸の港」といった地域特性を活かした施策を講じる。
- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上させ、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。

## 5 想定する災害（リスク）

前述の基本目標と、あらゆる大規模自然災害に備えるという国土強靱化の趣旨を踏まえるとともに、本市の過去の災害歴等から、次の自然災害を想定災害（リスク）とします。

想定リスク（災害）
地震、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火

## 6 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

前述した4つの基本目標と6つの事前に備えるべき目標をもとに、国の国土強靱化基本計画のリスクシナリオや本市の地域特性および過去の災害において認識された課題や教訓を考慮し、23の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊や大規模火災による死傷者の発生
		1-2	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害等による死傷者の発生
		1-4	火山噴火や火山噴出物の流出等による死傷者の発生
		1-5	暴風雪及び豪雪に伴う死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	大規模な自然災害と感染症との同時発生、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料等、生命に関わる物資供給の停止
		2-5	長期にわたる孤立集落等の同時発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力の低下、風評被害、失業・倒産等による地域経済への甚大な影響
		4-2	高圧ガス施設等の火災、爆発に伴う有害物質の大規模拡散・流出
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活や経済活動への甚大な影響
		4-4	農地・森林や生態系等の被害、異常渇水等に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下や生産活動への甚大な影響
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	ライフライン(電気・ガス・石油等のエネルギー供給等)の長期間・大規模にわたる機能停止
		5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-4	地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	復興を支える人材の不足、復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態
		6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-3	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

## 7 施策分野の設定

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策分野として、下記の9の個別施策分野と3つの横断的分野を設定します。

強靱化施策分野	本市の関連施策・事業例
<b>【個別施策分野】</b>	
① 行政機能等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の非常用電源の確保</li> <li>・防災拠点施設（災害対策本部・避難所等）の機能確保 等</li> </ul>
② 住宅・都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅・建築物の耐震化</li> <li>・空家対策 等</li> </ul>
③ 土地利用・土地保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川改修</li> <li>・浸水対策 等</li> </ul>
④ 保健医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者に対する支援の強化</li> <li>・災害時の医療救護に関する協定 等</li> </ul>
⑤ ライフライン・情報通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設の整備</li> <li>・災害情報伝達手段の多元化・強度化 等</li> </ul>
⑥ 経済・産業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災事業者の事業継続に向けての支援策の拡充</li> <li>・風評払拭のための情報発信 等</li> </ul>
⑦ 交通・物流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無電柱化の促進</li> <li>・道路整備・橋りょうの整備 等</li> </ul>
⑧ 農林水産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用ため池の貯留機能、洪水調節機能の強化</li> <li>・地域農林業の基盤整備 等</li> </ul>
⑨ 環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーの活用</li> <li>・ごみの収集・し尿等関係団体との協定締結 等</li> </ul>
<b>【横断的分野】</b>	
⑩ リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種ハザードマップの普及啓発</li> <li>・自主防災組織活動の支援 等</li> </ul>
⑪ 長寿命化・老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の修繕・改修</li> <li>・水道施設・道路等の老朽化対策 等</li> </ul>
⑫ デジタル活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水出水浸水想定区域図の作成</li> <li>・内水氾濫監視警報システムの導入 等</li> </ul>

## 第4章 脆弱性評価と強靱化推進方針

「事前に備えるべき目標」、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」、「施策分野」の設定を基に、関連する個別施策を洗い出し、施策の進捗状況の把握と課題を分析するとともに、施策の推進方針を定め、リスクシナリオごとに取りまとめました。

目標1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ 1-1

大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊や大規模火災による死傷者の発生

●住宅・建築物耐震化事業	(都市構想部)
	住宅都市
<b>【現状】</b>	
耐震基準に適合しない木造住宅等について、耐震化に要する費用（耐震診断、補強設計、耐震改修工事）の一部を補助し、安全安心なまちづくりの推進を図っている。	
<b>【脆弱性評価】</b>	
郡山市耐震改修促進計画において、令和12年度までに住宅・耐震診断義務付け対象建築物の耐震化を推進し概ね解消することを目標としているが、建築物の耐震化は、改修費用が膨大になることから、所有者が耐震化の重要性を理解しつつも実施できないケースも見受けられるため、住宅・建築物安全ストック形成事業、住宅・建築物防災力緊急促進事業を活用した各種支援制度の周知・耐震化の重要性に関する普及啓発に取り組み、耐震化の促進を図る必要がある。	
<b>【強靱化推進方針】</b>	
大規模な地震等による建物被害を軽減させるため、所有者に対する各種支援制度の周知・耐震化の重要性に関する普及啓発に継続して取り組み、耐震化を促進していく。	
●宅地耐震化推進事業	(都市構想部)
	住宅都市
<b>【現状】</b>	
大規模盛土造成地の中には、大規模な地震の際に地震の揺れにより崩落し、甚大な被害が発生するおそれがある脆弱なものが含まれている可能性がある。そのため、大規模盛土造成地マップを作成・公表し、市民が宅地の状況への関心を持つことで、普段からの点検管理を促している。それにあわせて、安全対策が必要な盛土の有無を把握するための調査を行っている。	
<b>【脆弱性評価】</b>	
大規模盛土造成地マップの普及・啓発により、平時から防災意識の向上を図っていく必要がある。また、盛土の安全性を確認するためには、詳細な調査（第二次スクリーニング）が必要となるが、当該盛土箇所数が多いため、ふるい分け作業（第二次スクリーニング計画の作成）により評価した優先度の高い盛土から、順次、第二次スクリーニングを実施している。	
<b>【強靱化推進方針】</b>	
大規模盛土造成地マップの普及・啓発により、平時から防災意識の向上を図っていく。また、第二次スクリーニング計画の作成及び第二次スクリーニングの結果、危険性が高いと判断された大規模盛土造成地について、対策工事の検討を実施する。	

●庁舎長寿命化事業

(総務部)

行政機能等

長寿命化・老朽化対策

【現状】

市役所庁舎については、公共施設等総合管理計画で定めた長寿命化の方針に従い、令和元年度に策定した中長期改修計画に基づき、計画的な予防保全により長寿命化を図っている。

【脆弱性評価】

防災拠点施設であり、行政機能の中核であることから災害時に機能の低下や停止が無いように長期的な視点のもと、劣化部の修繕や計画的に長寿命化等の取組を進めていく必要がある。

【強靱化推進方針】

中長期改修計画を基に、定期点検や日常点検を実施した上で予防保全を基本とし、計画的に長寿命化を図っていく。

●小中学校長寿命化改修事業

(教育総務部)

長寿命化・老朽化対策

【現状】

本市の学校施設は、建築後 30 年を超える施設が約 6 割を占めており、今後急速な老朽化に対する対応が大きな課題となっている。

【脆弱性評価】

校舎及び屋内運動場については、高齢者、障がい者等の災害時要援護者の使用を想定し、ニーズに合わせて、避難所機能の充実を図る必要がある。また、大規模災害等発生時に、被害を最小限に抑え、学校機能を継続させるとともに、省エネルギー設備の導入等により、避難所機能の強化を図る必要がある。

【強靱化推進方針】

学校施設の老朽化対策を進めるとともに、児童生徒の生命を守り、気候変動による自然災害に強い学校づくりを実現するため、小中学校の長寿命化改修を実施していく。

関連する数値指標	現状値	目標値
改修実施(校舎)	5校(R6年度)	7校(R8年度)
改修実施(屋内運動場)	2校(R6年度)	5校(R8年度)

●その他公共施設の長寿命化

(財務部)

行政機能等

長寿命化・老朽化対策

【現状】

公共施設は、多くの市民が利用し、災害時の活動拠点や広域的な重要施設であることから、公共施設等総合管理計画及び個別計画に基づき、施設の最適化を図りながら、更新・統廃合・長寿命化等の取り組みを効率的・効果的に進めている。

**【脆弱性評価】**

公共施設の老朽化対策については、劣化に起因する事故等を未然に防ぐため、点検診断等を適切に行いながら、維持補修等必要な取り組みを進めているところであるが、今後更新時期を迎える施設も見込まれることから、公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点のもと、施設の最適化を図りながら、更新・統廃合・長寿命化等の取り組みを計画的に進めていく必要がある。

**【強靱化推進方針】**

本市が保有する公共施設やインフラ施設の多くは、高度経済成長や昭和40年代から50年代の急激な人口増加と都市化に伴い市民ニーズに応える形で集中的に整備されてきたが、今後一斉に耐用年数を迎えることが予想されることから、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の効率的・効果的なマネジメントを図っていく。

**● 橋りょう長寿命化**

(建設構想部)

交通・物流

長寿命化・老朽化対策

**【現状】**

本市が管理する橋りょうの多くで老朽化が進んでおり、劣化・損傷に起因する第三者への事故や地域住民の生活環境に大きな影響を与えるおそれが生じているため、5年に1回の定期点検の実施及び予防保全を基本とした長寿命化対策を進めている。

**【脆弱性評価】**

橋りょうの長寿命化対策については、5年に1回の法定点検を実施し、道路の重要性を勘案しながら損傷度が高い橋りょうから修繕を行い、維持管理費用の縮減と通行の安全・安心の確保を図るとともに、施設の最適化を図りながら、長寿命化・更新・統廃合の取り組みを計画的に進めていく必要がある。

**【強靱化推進方針】**

本市が管理する橋りょうの多くで老朽化が進んでおり、劣化・損傷に起因する第三者への事故や地域住民の生活環境に大きな影響を与えるおそれが生じているため、橋りょうの定期点検の実施及び予防保全を基本とした長寿命化対策により、維持管理費用の縮減と通行の安全・安心の確保を図ってきたが、引き続き、河川管理者やNEXCO 東日本、JR 東日本等の関係機関との事前協議・調整を滞りなく進めながら緊急輸送道路上や鉄道や高速道路を跨ぐ橋りょうなど重要度の高い施設への対策を優先的に行ない、緊急輸送ネットワークの機能強化を図っていく。

関連する数値指標	現状値	目標値
橋りょう法定点検	184 橋 (R6) 815 橋 (R元～R5)	440 橋 (R8～R10)
修繕工事を実施した橋りょう数	23 橋 ((R元～R6)	41 橋 (R8～R12)

●空家等対策事業

(建設構想部)

住宅・都市

【現状】

大規模自然災害発生時の倒壊や火災発生・道路閉塞の危険性を防止するため、空家に関する各種相談（建物の破損、樹木の繁茂や利活用等）について対応し、問題等の改善、解決に努めている。また、官民で連携した取り組みを進めるため、郡山市建築行政協力会や全日本不動産協会福島県本部、福島県宅地建物取引業協会郡山支部などの事業者等が参加する「NPO 法人こおりやま空家バンク」と連携協定を締結し、空家等対策を推進している。平成 29 年 3 月の協定締結後、NPO 法人こおりやま空家バンク内に空家の相談窓口を設置し、これまで、相続問題等を抱えた困難事案等の解決に結びついており、空家の有効活用や危険な空家の減少を図っている。

【脆弱性評価】

「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」である特定空家等は現在まで認定実績がないものの、本市の空家は、今後更に増加していくことが見込まれることから、所有者等による適正管理の促進や NPO 法人こおりやま空家バンクを始めとした関係団体との更なる連携した取り組みの推進が必要である。

【強靱化推進方針】

空家所有者等による適正管理の促進や NPO 法人こおりやま空家バンクを始めとした関係団体等との連携の強化を図る。また、広く市民等に対して空家等対策に係る普及啓発を行い、問題意識の醸成や空家化の予防を図っていくとともに、所有者等に対しては、市や空家バンク等の相談窓口や各種支援制度等について、効果的な情報提供に努め、安全・安心で住み続けられるまちづくりを推進する。

●市営住宅ストック総合改善事業

(建設構想部)

住宅・都市

長寿命化・老朽化対策

【現状】

市営住宅入居者の居住環境の向上や安全性の確保を図るため、経年劣化した市営住宅の外壁及び屋上防水、エレベーター、ガス設備の改修工事について年次計画的に実施している。

【脆弱性評価】

昨今の厳しい経済・財政状況により社会資本整備総合交付金・予算の確保が困難であることから、地域住宅計画に沿った改修が難しい状況ではあるが、躯体の長寿命化・予防保全的な観点から各棟の状況を踏まえ外壁・屋上防水・エレベーター・ガス設備改修工事を実施し、市営住宅の劣化防止及び耐久性の向上を図ることが必要である。

【強靱化推進方針】

昨今の厳しい経済・財政状況により社会資本整備総合交付金・予算の確保が困難であることから、地域住宅計画に沿った改修が難しい状況ではあるが、躯体の長寿命化・予防保全的な観点から各棟の状況を踏まえ外壁・屋上防水・エレベーター・ガス設備改修工事を実施し、市営住宅の劣化防止及び耐久性の向上を図っていく。

関連する数値指標	現状値	目標値
外壁屋上防水改修	87 棟 (R7)	93 棟 (6 棟改修) (R9)
エレベーター耐震改修	13 棟 (R7) ※完了	
ガス設備改修	0 棟 (R7)	12 棟 (R9)

●市街地再開発事業

(都市構想部)

住宅・都市

【現状】

都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を行うことにより、密集市街地の基盤整備改善を実施している。

【脆弱性評価】

再開発建築物は、敷地周囲に空地や緑地を設けることで都市環境及び景観形成のみならず、火災の延焼遅延や、災害発生時の避難場所等といった、都市防災機能を備えた公共施設部分を有しているため、市街地再開発事業・優良建築物等整備事業を活用した老朽建築物の耐震化・不燃化等の取組促進により、計画的に事業を推進していく必要がある。

【強靱化推進方針】

密集市街地等における老朽化した建築物に対しては、市街地再開発事業の制度を活用し、火災の延焼遅延や、災害発生時の避難場所等といった、都市防災機能を備えた公共施設部分の整備と、老朽建築物の耐震化・不燃化・建替等の改修促進を図り、災害に強いまちづくりを推進していく。

●優良建築物等整備事業

(都市構想部)

住宅・都市

【現状】

密集市街地において、老朽化した建築物を再建築することで市街地環境の向上を図る事業に対して支援を行っている。

【脆弱性評価】

老朽化した密集市街地において民間事業者が主体となり、市街地環境の向上を図る事業に対して支援を行うことにより、建築物の耐震化や防災力の強化など災害に強いまちづくりを促進する必要がある。

【強靱化推進方針】

老朽化した密集市街地において民間事業者が主体となり、市街地環境の向上を図る事業に対して支援を行うことにより、建築物の耐震化や防災力の強化など災害に強いまちづくりを促進していく。

●土地区画整理事業

(都市構想部)

住宅・都市

【現状】

道路等の公共施設の整備が必要とされる区域において、減歩と換地により宅地と公共施設の整備を一体的に行い、都市基盤の整備と併せた防災・減災対策を進めている。

【脆弱性評価】

大規模自然災害発生時に、未整備の道路や住宅密集地において、道路の寸断や大規模火災の発生による被害の拡大が想定されることから、狭あい道路の解消や宅地の整備による火災の延焼防止を図るため、土地区画整理事業を推進していく必要がある。

【強靱化推進方針】

宅地や公共施設の整備は、良好な市街地の形成だけでなく、大規模自然災害発生時のリスク軽減のためにも重要であることから、土地区画整理事業の促進を図り、都市防災機能を向上させ、安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくりを推進していく。

関連する数値指標	現状値	目標値
富田第二土地区画整理事業 進捗率(事業費ベース)	99.4% (R6)	100%(R10)
伊賀河原土地区画整理事業 進捗率(事業費ベース)	83.4% (R6)	100%(R18)
徳定土地区画整理事業 進捗率(事業費ベース)	58.5% (R6)	100%(R14)
大町土地区画整理事業 進捗率(事業費ベース)	78.1% (R6)	100%(R14)

●公園整備事業

(都市構想部)

住宅・都市

長寿命化・老朽化対策

【現状】

大規模災害時には、市街地での大規模火災等の発生が想定されるため、都市公園整備事業の推進により、災害発生時の避難と救助活動の場となる都市公園や緑地の整備を推進している。

【脆弱性評価】

都市公園は住民のレクリエーションの活動の場所や都市における環境保全・景観形成の役割を有する他、都市火災の延焼遅延や災害発生時の避難場所等としての防災機能を備えた公共施設であり、不特定多数の者が利用する施設であることを踏まえた災害への備えが必要である。

【強靱化推進方針】

・都市公園は住民のレクリエーションの活動の場所や都市における環境保全・景観形成の役割を有する他、都市火災の延焼遅延や災害発生時の避難場所としての防災機能を備えた公共施設であり、不特定多数の者が利用する施設であることを踏まえた災害への備えが必要である。このため、老朽化した公園施設については、長寿命化計画を策定するとともに、同計画に基づき、施設の更新や適正な維持管理に継続して取り組み、都市公園の機能保全及び災害時における市民の安全確保を推進していく。なお、整備にあたっては、Park-PFI 等を活用した民間活力の導入も検討していく。

・公園の樹木については、腐朽が進行しているものも有るため、樹木の危険度調査等点検を適宜実施し、危険な樹木は撤去するなど安全な避難場所としての機能維持を図っていく。

・令和元年度東日本台風の経験を踏まえ、広い敷地や屋内施設を有する公園については、災害時の活

動拠点等の有効活用に向けた対応策を検討していく。

関連する数値指標	現状値	目標値
防災訓練実施公園数	0 箇所(R7)	13 箇所(R12)
Park-PFI や指定管理者制度を導入した都市公園・緑地数	15 箇所(R7)	19 箇所(R12)

●ブロック塀等の安全確保に関する緊急対策 (都市構想部)

住宅・都市

【現状】

大規模な地震の際、ブロック塀等が地震の揺れにより倒壊・破損し甚大な被害が発生することが考えられるため、安全・安心なまちづくりに向けて、地震により倒壊の恐れがあるブロック塀等の撤去を実施しようとする所有者等に対し、費用を補助する制度を実施している。

【脆弱性評価】

倒壊の恐れがあるブロック塀は、下敷きになり死傷する危険性や、避難・救援活動に支障をきたすことから、平時から所有者に対し、点検・管理を促し、防災意識の向上や防災対策の検討を周知するとともに、住宅・建築物安全ストック形成事業を活用したブロック塀等安全対策事業補助制度の利用促進を図っていく必要がある。

【強靱化推進方針】

ブロック塀の安全対策として、平時から所有者に対し点検・管理を促し、防災意識の向上や防災対策の検討を周知するとともに、ブロック塀等安全対策事業補助制度の利用促進を図っていく。

●緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化 (都市構想部)

住宅・都市

交通・物流

【現状】

大規模な地震の際には、建築物等が地震の揺れにより倒壊し、甚大な被害が発生することが考えられる。特に、耐震診断義務付け対象避難路沿道建築物については、倒壊等によるがれきにより、電柱等の通信設備への損傷、緊急車両・物資搬入車両の通行及び住民の円滑な避難の妨げとなることが想定されるため、耐震化の促進に取り組んでいる。

【脆弱性評価】

耐震診断義務付け対象避難路沿道建築物の耐震化を促進させるための支援を行っているが、改修費用が膨大になることから、所有者が耐震化の重要性を理解しつつも実施できないケースも見受けられ、住宅・建築物防災力緊急促進事業を活用した各種支援制度の周知・耐震化の重要性に関する普及啓発に継続的に取り組み耐震化の促進を図っていく必要がある。

【強靱化推進方針】

耐震診断義務付け対象避難路沿道建築物の耐震化を促進させるための支援を推進していくとともに、支援制度の周知・耐震化の重要性に関する普及啓発を継続的に実施して建物の耐震化を促進していく。

●無電柱化促進事業

(建設構想部)

交通・物流

ライフライン・情報通信

【現状】

大規模自然災害等発生時、電柱の倒壊が懸念されており、交通障害やライフラインの供給停止の長期化を防ぐとともに、更には安全・円滑な交通、景観形成・観光振興等に寄与する道路空間を確保するため無電柱化を推進している。

【脆弱性評価】

大規模自然災害等が発生した場合、電柱の倒壊等による交通障害の発生や、ライフラインの供給停止長期化のリスクを最小化するなど防災性の向上を図るとともに、安全・円滑な道路空間の確保及び良好な景観の向上のため、電線事業者との情報共有と連携強化を図り、引き続き無電柱化への取り組みを推進していく必要がある。

【強靱化推進方針】

電柱の倒壊等による交通障害の発生やライフラインの供給停止長期化のリスクを最小化するなど防災性の向上を図るとともに安全・円滑な道路空間の確保及び良好な景観の向上のため、電線事業者との情報共有と連携強化を図り、国や県の無電柱化推進に向けた動向や、緊急輸送路、防災拠点の見直しを踏まえ、無電柱化を推進する。

関連する数値指標	現状値	目標値
市道の無電柱化した路線延長	6.42km(R6)	6.72km(R8)

●高齢者福祉施設等の安全確保(災害対策)

(保健福祉部)

保健医療・福祉

【現状】

高齢者施設等の入所者は、大規模自然災害等発生時自力での避難が困難であり、ブロック塀の倒壊や電力の喪失、断水による甚大な被害が予想されることから、施設利用者等の安全安心の確保、停電・断水時の医療的ケアの継続及び福祉避難所としての電源確保・給水継続のため、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」を活用し、非常用自家発電設備及び給水設備の整備や、地震の際倒壊の恐れがあるブロック塀の撤去等に係る工事費等の一部を助成し施設利用者等の安全確保を図っている。

【脆弱性評価】

高齢者施設等の入所者は、自力での避難が困難であり、大規模自然災害等発生時にはブロック塀の倒壊や電力の喪失、断水等により甚大な被害が予想される。このため、近年の災害の頻発化・激甚化の状況を踏まえ、老朽施設の防災対策や停電・断水時の医療的ケアの継続及び福祉避難所としての電源確保や給水継続のため、大規模修繕及び非常用自家発電設備等の整備や地震の際倒壊の恐れがあるブロック塀の撤去等に係る工事費の一部を助成することにより施設利用者の安全確保を図っている。今後も支援制度の周知を行い、大規模自然災害等発生時の安全確保に向けた取り組みを推進していく必要がある。

【強靱化推進方針】

大規模自然災害等発生時に、自力で避難することが困難な高齢者が利用する高齢者施設等の利用者の安全・安心を確保するため、事業者に対し、倒壊の恐れがあるブロック塀の撤去や非常用自家発電機

導入等に係る工事費の一部助成を実施しており、今後とも事業の更なる推進を図るとともに、事業者に対する支援制度の周知を強化し、高齢者施設等の防災・減災対策を促進していく。

●高齢者福祉施設等の安全確保(被災後の応急復旧)

(保健福祉部)

保健医療・福祉

【現状】

大規模自然災害発生後、被災した高齢者福祉施設等に対し復旧費用の一部を補助することで、被害の拡大を防ぎ、施設利用者の安全確保を図っている。

【脆弱性評価】

大規模自然災害発生直後、甚大な被害を受けた高齢者福祉施設においては費用がネックとなり、復旧が遅滞し余震等により更なる被害拡大の恐れもあることから、平時のみならず、発生後においても高齢者福祉施設等の事業者と情報共有を密にし、施設利用者の安全安心の確保を図っていく必要がある。

【強靱化推進方針】

大規模自然災害発生に備え、平時から高齢者福祉施設等の事業者との連絡体制を確保し、発生後の応急復旧工事を迅速に実施できる体制を構築しておくとともに、施設が実施している防災・避難訓練の定期的な実施等により、施設利用者等の安心安全の確保に向けた取り組みを周知徹底していく必要がある。

●社会福祉施設等の防災・減災対策事業

(保健福祉部)

保健医療・福祉

【現状】

社会福祉施設等の入所者は災害発生時に自力で避難することは困難であり、防災・減災対策の推進が必要なため、「社会福祉施設等施設整備費補助金」を活用し耐震化整備やブロック塀等改修、非常用自家発電設備の整備等の施設改修費用の一部を助成し施設利用者の安全確保を図る。

【脆弱性評価】

大規模災害発生時における救護施設等の入所者の身体・生命を守るため、耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備の整備の一部を事業者に助成し災害対策を推進していく。

【強靱化推進方針】

事業者に対する支援制度の周知を強化し、耐震化整備、ブロック塀等改修や非常用自家発電設備導入等の整備事業を推進し、社会福祉施設等の防災・減災対策を促進していく。

リスクシナリオ 1-2

突発的又は広域的かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

● 浸水対策推進事業(水位観測システムの運用)

(建設構想部)

土地保全・土地利用

リスクコミュニケーション

デジタル活用

【現状】

災害の発生防止及び迅速な初動を可能とするため、一級河川南川と準用河川愛宕川（善宝池）に水位計を設置している。

【脆弱性評価】

災害の発生防止及び迅速な初動を可能とするため、一級河川南川と準用河川愛宕川（善宝池）に設置されている水位計による水位観測システムを効果的に運用し、リアルタイムな防災情報の発信に努めていく必要がある。

【強靱化推進方針】

防災情報の発信が遅れ甚大な被害が発生することを防止するとともに、迅速な初動を可能とするため、Web カメラや回転灯も併せて設置し、リアルタイム水位観測システムの効果的な運用を図っていく。

● 河川改修事業

(建設構想部)

土地保全・土地利用

【現状】

堤防整備や洪水調節施設整備を実施し、河道の目標流量を安全に流下させ、氾濫危険性の解消を図る。

【脆弱性評価】

浸水被害による被害軽減のため、国による財政支援を受けながら治水安全度の向上のための河川改修に取り組んでいくとともに、堤防や洪水調整施設といった河川管理施設についても計画的な補修や更新を行い、災害発生時においても機能が十分に発揮できるよう、施設の安全性や信頼性を確保しておく必要がある。

【強靱化推進方針】

一級河川阿武隈川をはじめ、南川や逢瀬川、谷田川等の氾濫によって生じた深刻な浸水被害の軽減に向け、国による財政支援を受けながら治水安全度の向上のため、照内川を始めとした準用河川や普通河川の河道掘削、樹木伐採等の河川改修に取り組んでいくとともに、堤防や洪水調整施設といった河川管理施設についても計画的な補修や更新により流下能力の向上を図り、災害発生時においても機能が十分に発揮できるよう施設の安全性や信頼性の確保に取り組んでいく。

また、令和元年東日本台風の被害を踏まえ、気候変動に伴い頻発・激甚化している大規模自然災害への更なる対応強化のため、引き続き河川改修を推進する。

関連する数値指標	現状値	目標値
準用河川改修率(延長ベース)	準用河川愛宕川 76%(R6)	準用河川愛宕川 100%(R12)
	準用河川徳定川 17%(R6)	準用河川徳定川 100%(R17)
	準用河川照内川 0%(R6)	準用河川照内川 100%(R16)

●洪水ハザードマップの普及啓発

(建設構想部)

土地保全・土地利用

【現状】

水害等の発生時において、住民の迅速かつ安全な避難につながるように、浸水想定区域や避難所等を示した地図と気象情報の入手先や避難に役立つ情報を記載するハザードマップを作成し住民に配布するとともに、平時には出前講座等により普及啓発を行ない住民の防災意識向上に努めている。

【脆弱性評価】

水害等の発生時において、住民の迅速かつ安全な避難につながるように、浸水想定区域や避難所等を示した地図と気象情報の入手先や避難に役立つ情報を記載するハザードマップを作成し住民に配布するとともに、平時には出前講座等により普及啓発を行ない住民の防災意識向上に努めている。

【強靱化推進方針】

住民の防災意識の向上に直結するように、ハザードマップの普及・啓発活動を継続して推進していく。令和3年5月の水防法一部改正によりそれまで対象とされていなかった中小河川についても洪水浸水想定区域を指定することとなったため、福島県による新たな区域指定に併せ洪水ハザードマップの改訂を進めていく。

●河道管理（河床整正・樹木伐採）

(建設構想部)

土地保全・土地利用

【現状】

堤防整備や洪水調節施設整備が完了しても河道断面積が不足している箇所において、河道の目標流量が安全に流下できず浸水被害が生じることから、河道断面積を拡大するために河道掘削を実施している。

【脆弱性評価】

河道掘削や樹木伐採は、河道管理に有効な手段であるが、掘削が必要な土砂は膨大な量であり、対策の実施には時間を要する。

【強靱化推進方針】

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」と連携し、令和元年度当初に創設・周知された国の「緊急自然災害防止対策事業債」や、令和2年度に創設された「緊急浚渫推進事業債」の活用により、市管理河川の河道掘削を推進する。

関連する数値指標	現状値	目標値
市管理河川河道掘削量	約 13,900 m <sup>3</sup> (R4~R6)	約 2,500 m <sup>3</sup> (R8)

●国・県との連携による一級河川阿武隈川等における河道掘削・樹木伐採の推進 (建設構想部)

土地保全・土地利用

【現状】

国・県においては、堤防整備や洪水調節施設整備が完了しても河道断面積が不足している箇所において、河道の目標流量が安全に流下できず浸水被害が生じることから、河道断面積を拡大するために河道掘削を実施している。

【脆弱性評価】

令和元年東日本台風では、阿武隈川とその支川との合流点において、バックウォーターが発生し、支川の決壊や越水の要因となった。その対策として河道掘削や樹木伐採は有効な手段であるが、掘削が必要な土砂は膨大な量であり、対策の実施には時間を要する。

【強靱化推進方針】

国・県へ継続的に河道掘削や樹木伐採の早期実施を要望していくとともに、対策が円滑に進むように、地元調整や残土捨場の選定などへの協力を行う。

●浸水ハザードマップ啓発 (下水道雨水管理総合計画) (上下水道局)

リスクコミュニケーション

【現状】

従来の計画降雨を超える、いわゆる「ゲリラ豪雨」に対し、ハード整備、ソフト対策の両面から住宅地や市街地の浸水被害を軽減する取り組みを実施しており、その中のソフト対策として内水ハザードマップの公表・周知、さらには市政きらめき出前講座において内水ハザードマップを活用した講義により啓発を行っている。

【脆弱性評価】

内水ハザードマップの市民への周知の徹底のほか、水防法に基づくハザードマップへの見直しが必要である。

【強靱化推進方針】

水防法に基づくハザードマップへ更新するとともに、市民への周知の徹底に向けた取り組みを推進していく。

関連する数値指標	現状値	目標値
出前講座実施回数	7回(R6)	6回以上(R11)

●雨水貯留施設等整備事業・公共下水道雨水対策整備事業 (下水道雨水管理総合計画) (上下水道局)

住宅・都市

【現状】

これまでの計画降雨を超過する局所的な短時間集中豪雨等、雨水流出量の増大により発生する浸水被害を軽減するため、雨水貯留施設等の整備を行うとともに、浸水被害の軽減を図るため、雨水幹線等の整備を行っている。

【脆弱性評価】

・集中豪雨 (いわゆるゲリラ豪雨) 等による浸水被害の軽減を図るため、雨水貯留施設等の整備を進め

ており、整備の効果について検証を行い、事業の進め方等を検討していく必要がある。

・市街地等の浸水状況の軽減を図るため、雨水幹線等の整備を進めており、事業を着実に進める必要がある。

**【強靱化推進方針】**

近年の集中豪雨や大雨の頻発化、都市化による降雨時の雨水浸透機能の低下による出水量の増加により溢水等が発生していることから、過去の浸水履歴、地形条件、土地利用等をもとに、低地盤地区や浸水の危険性が高い地区を中心に、雨水貯留施設や雨水幹線の整備と雨水ポンプ場の機能向上等を着実に推進していく。

関連する数値指標	現状値	目標値
貯留施設整備に伴う浸水被害軽減面積累計	44.0ha(R6)	170ha(R10)
整備面積	2,055.2ha(R6)	5,501.0ha(R11)

**●雨水流出抑制施設整備促進事業 (上下水道局)**

土地保全・土地利用

**【現状】**

洪水、浸水被害の軽減及び良好な水循環の維持回復に向けた水資源の有効利用を図るため、公共下水道への接続により不用となった浄化槽を雨水流出抑制施設へ転用するための費用及び浸透柵等を設置するための費用、及び貯留タンクを購入する費用の一部を補助している。

**【脆弱性評価】**

市民が主体となり実施する市民協働推進事業であるため、実施者それぞれが事業を行うことで洪水・浸水防止の意識向上が図られるが、本事業が市民等により一層浸透する必要がある。

**【強靱化推進方針】**

市内の住居等で雨水を貯留浸透することで、流域河川への流入量の軽減を図り、下流域での洪水や浸水の軽減を目的とすることから、市民等への設置支援制度の普及啓発を行う。

関連する数値指標	現状値	目標値
浄化槽転用等設置補助基数	24 基(R6)	110 基(R11)

**●止水板設置補助事業 (上下水道局)**

住宅・都市

**【現状】**

建物等の浸水被害を軽減するため、郡山市内で、浸水被害があったと郡山市上下水道事業管理者が認める区域における建物等の所有者又は使用者を対象に、止水板設置等工事費の一部補助を実施している。

**【脆弱性評価】**

止水板設置補助の推進に向け、WEB ページ等によりPRを図っている。今後も引き続き、更なる普及を図るため、市民へ向けた啓蒙活動の充実・強化を図る必要がある。

**【強靱化推進方針】**

建築物等の浸水被害の防止対策として止水板設置補助を実施しているが、今後も更なる普及を図る

ため、市民へ向けた周知活動の充実・強化に向けた取組みを推進する。

●雨水出水浸水想定区域図作成事業 (上下水道局)

リスクコミュニケーション デジタル活用

【現状】

雨水出水浸水想定区域図（想定最大規模降雨による浸水想定）と内水ハザードマップを作成・公開している。

【脆弱性評価】

想定最大規模降雨(120mm/h)に対する浸水想定区域となるため、既存の内水ハザードマップ(74mm/h)で示す浸水想定区域が拡大するため、公表にあたっては混乱を招かないように留意する必要がある。

【強靱化推進方針】

浸水想定区域図の精度を向上させるため、既設雨水管のデータを収集していく。また、収集した既設雨水管のデータは、適宜、浸水シミュレーションに反映する。

●排水樋門遠隔監視操作化事業 (上下水道局)

土地利用・土地保全 デジタル活用

【現状】

開閉時に現場作業が必要となる排水樋門は、周辺が浸水した場合に操作不可となり、浸水被害の拡大を招く危険性があることから、遠隔監視操作が可能となるよう整備する。

【脆弱性評価】

既設排水樋門の遠隔操作化には、機械電気設備の機能増設のため、樋門の耐震診断による確認が必要であり、設計等に時間を要するが、災害発生時の信頼性を確保するため、設備の整備を進める必要がある。

【強靱化推進方針】

大規模自然災害等発生時における排水樋門開閉の信頼性及び確実性を確保するため、引き続き設備の整備を推進する。

関連する数値指標	現状値	目標値
遠隔監視操作化	0/13 施設(R6)	3/13 施設(R11)

●浸水対策事業（内水処理用電源設備改修） (建設構想部)

土地利用・土地保全

【現状】

樋管に設置されている内水処理用ポンプについては、商用電源設備の水没が原因による損傷により排水作業に支障が生じるおそれがあり、内水処理用電源設備改修の検討を進めている。

【脆弱性評価】

市内 25 箇所のうち 18 箇所の樋管に設置されている内水処理用ポンプの商用電源設備について、稼働時の水没による設備の損傷による浸水被害の軽減を図るため、電源設備改修の必要がある。

**【強靱化推進方針】**

市内 18 箇所の樋管に設置されている内水処理用ポンプ（8 インチ）の商用電源設備について、稼働時の水没による設備の損傷、電力供給停止の未然防止及び安定した排水作業による浸水被害の軽減を図るため、電源設備や開閉器盤を浸水しない堤防天端の高さまで移設するなど内水処理用電源設備の改修を推進する。

**●地下道冠水対策事業（冠水警告板改修）**

（建設構想部）

長寿命化・老朽化対策

**【現状】**

郡山市が管理する地下道（アンダーパス）は、令和元年台風 19 号をはじめとする台風やゲリラ豪雨等によりポンプの排水能力を超える雨が降った場合、冠水被害が多く発生している状況である。

**【脆弱性評価】**

市内 13 箇所の地下道の多くが JR 東北本線のアンダーパスで有事の際の避難路等として利用されており、冠水が起因した人的被害等を未然に防止する必要があるため、通行規制を迅速に行う必要がある。

**【強靱化推進方針】**

市内 13 箇所に設置されてる冠水警告板について、地下道が冠水し進入禁止であることを道路利用者に周知するため、LED 化及び地下道冠水警告板の改修を推進する。

**●地下道冠水対策事業（地下道排水ポンプ設備改修）**

（建設構想部）

長寿命化・老朽化対策

**【現状】**

郡山市が管理する地下道（アンダーパス）は、令和元年台風 19 号をはじめとする台風やゲリラ豪雨等によりポンプの排水能力を超える雨が降った場合、冠水被害が多く発生している状況である。

**【脆弱性評価】**

市内 13 箇所の地下道の多くが JR 東北本線のアンダーパスで有事の際の避難路等として利用されており、冠水が起因した人的被害等を未然に防止する必要があるため、排水ポンプ施設の改修を行う必要がある。

**【強靱化推進方針】**

市内 13 箇所に設置されている地下道の排水ポンプ設備について、冠水が起因した人的被害等を未然に防止するため、地下道排水ポンプ設備の改修を推進する。

**●田んぼダム実証事業**

（農商工部）

農林水産

**【現状】**

都市部における浸水被害を軽減するため、水田がもつ貯水力を活用する「田んぼダム」について、日本大学工学部と連携した実証研究を実施。現在は、国（県経由）から「田んぼダム」の取り組みを希望する地域団体への直接補助事業により実施している。

**【脆弱性評価】**

国の補助事業の採択にあたり、多面的機能支払交付金事業との調整が必要不可欠となっていることから、地域団体との綿密な調整と、地権者及び耕作者の理解促進に努めていく必要がある。

**【強靱化推進方針】**

多面的機能支払交付金事業を実施している地区において「田んぼダム」への取り組みを推進する。また、県営事業で実施されているほ場整備事業の区域内においても「田んぼダム」の取り組みを推進するため、水田の地権者及び耕作者に対して、効果の周知と事業への理解促進を図る。

**●水防団の水防力の向上（消防団水防用装備の拡充）**

（建設構想部）

行政機能等

**【現状】**

西日本豪雨や令和元年東日本台風による浸水被害等、大規模自然災害が頻発する中、発災時に消防団（水防団）が迅速かつ効果的に救助活動が行えるよう、救助用資機材の整備を図っている。

**【脆弱性評価】**

気候変動による大規模自然災害等の頻発化・激甚化に備え、総合水防演習への参加や、令和元年東日本台風による浸水被害時の活動や経験を踏まえた装備品・資機材等の拡充を推進し、水防力の向上を図っていく必要がある。

**【強靱化推進方針】**

気候変動による大規模自然災害等の頻発化・激甚化に対する備えが喫緊の課題となっている中、令和元年東日本台風による浸水被害時の活動や経験を踏まえ、排水ポンプ車等の水防機材の整備、水害時の土嚢設置及び水防資機材の備蓄等、装備品や資機材等の拡充を推進し、団員の安全確保と水防力の向上を図っていく。

**●ため池に関する緊急対策（ため池ハザードマップ）**

（農商工部）

農林水産

リスクコミュニケーション

**【現状】**

平成30年7月豪雨において、多くのため池が被災したことを受け、国は、全国のため池を緊急点検するとともに、ため池対策チームを立ち上げ、下流の家屋等に被害を与えるおそれのある、防災重点ため池の選定基準等を見直した。これを踏まえ、農地の被害を防止するとともに、非常時にも機能や安全性を確保するために必要なため池の改修等の緊急対策を実施している。

**【脆弱性評価】**

ハザードマップによる危険なため池に関する危険情報提供と併せ、下流の家屋等に被害を与えるおそれのある防災重点ため池の破堤や人命・農地被害の防止のため、必要な改修を実施し発災時においても機能や安全性を確保していく必要がある。

**【強靱化推進方針】**

破堤の恐れがある防災重点ため池について、市民が迅速かつ的確な避難行動を行えるようにハザードマップによる周知と防災意識の啓発を行うとともに、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（令和2年10月1日施行）の規定に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災

工事等の集中的かつ計画的な推進を図っていく。

●ため池防災・減災事業

(農商工部)

農林水産

【現状】

気候変動の影響等により降雨量が増加している中、流域全体で協働して取り組む「流域治水」を推進し、下流域への浸水被害の軽減を図るため、農業用ため池の貯留機能や洪水調節機能の強化が求められている。

【脆弱性評価】

原子力災害以降、また、東日本台風による大雨等により、農業用ため池に大量の土砂が流入し堆積している状況であり、下流への浸水被害の軽減を図るため、緊急的な土砂の排土を行い農業用ため池の貯留機能等の強化が必要不可欠である。

【強靱化推進方針】

気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、農業用ため池の貯留機能及び洪水調節機能等の活用・強化を推進していく。

関連する数値指標	現状値	目標値
貯留機能の強化対策(浚渫工事等)	7 池 (R4～R6)	9 池 (R8)
洪水調節機能の強化対策: (放流施設改修工事)	6 池 (R4～R6)	18 池 (R8)

●タイムラインの運用

(総務部)

行政機能等

リスクコミュニケーション

【現状】

近年の気候変動等の影響により水災害が頻発していることを受けて、台風や前線など襲来の予測が可能な事象について、被害の発生前から、行政や住民などの各主体が迅速で的確な対応をとるために、タイムライン（防災行動計画）を策定した。

【脆弱性評価】

タイムラインに基づいた行動計画について、関係機関での共有を徹底するとともに、適宜見直しを行い実効性のある運用を図っていく必要がある。

【強靱化推進方針】

タイムラインに基づいた行動計画について、関係機関での共有を徹底するとともに、防災訓練や出水等の状況を踏まえて適宜見直しを行い、実効性のある運用を図っていく。

●浸水対策事業（内水氾濫監視警報システム）

(建設構想部)

土地利用・土地保全

デジタル活用

【現状】

内水処理においては、その特性上、周辺道路冠水や住宅等の浸水被害の発生状況を、迅速かつ正確に把握する必要がある。現状は、監視のための量水標や照明設備がないため、巡回パトロールによる目視調査により対応している。道路冠水が発生した際には、巡回そのものが実施できず、状況把握ができないことが、課題となっている。

【脆弱性評価】

市内 25 箇所の内水処理における監視体制は、悪天候時の巡回パトロールやポンプの稼働は、従事者

の人命の危険性や道路冠水時における正確な情報伝達の遅れは、周辺住民の避難に影響を与え、被害拡大のリスクがある。目視による確認方法では、広範囲かつリアルタイムでの状況把握ができず、状況把握の遅れは、住民への避難指示の遅れに直結し、浸水被害の拡大を招くおそれがある。

**【強靱化推進方針】**

市内 25 箇所の内水処理について、人命の安全確保や被害の軽減を図るため、監視体制の DX 化による遠隔監視等を導入することにより、浸水状況をリアルタイムで把握し、住民への情報発信を強化するなど、内水処理の体制強化を推進する。

関連する数値指標	現状値	目標値
内水氾濫監視警報システムの導入	0 箇所 (R7)	25 箇所 (R12)

●浸水対策事業（水中ポンプ改修） （建設構想部）

土地利用・土地保全

**【現状】**

内水処理を目的に設置されている排水ポンプについて、経年劣化による排水能力の低下や電気料金など環境負荷が増大している。

**【脆弱性評価】**

市内 25 箇所の内水処理を目的に設置されている排水ポンプは、経年劣化による排水能力の低下や故障頻度の増加、予期せぬ停止による内水被害の拡大を招くおそれがある。

**【強靱化推進方針】**

市内 25 箇所の内水処理を目的に設置されている排水ポンプについて、高い排水能力や高効率・高度化のポンプを計画的に導入することにより、内水排除能力の強化を推進する。

●地下道冠水対策事業（冠水通報装置のデジタル化） （建設構想部）

行政機能等 デジタル活用

**【現状】**

市が管理するアンダーパスの道路冠水時の対応は、冠水が 20 センチメートル確認された場合、市、地下道排水ポンプ運転管理業務受注者、地下道通行規制業務受注者へ順番にアナログ電話回線による自動音声により通報されている。

**【脆弱性評価】**

市が管理するアンダーパスの道路冠水通報装置は、電話回線によるアナログ方式で、登録した電話番号に順番に発信するため、全員に通報が終わるまでに時間を要しており、交通規制や通行止めの判断、現場への出勤、緊急排水の初動対応が遅れるおそれがある。

**【強靱化推進方針】**

道路冠水通報装置が設置されている市内 13 箇所のアンダーパスについて、複数の通報先に同時に発信する機能、line、SMS、メールなど通報時間を短縮できるデジタル化を図り、危険なアンダーパスの管理体制の強化を推進する。

関連する数値指標	現状値	目標値
アンダーパス冠水自動通報システムのデジタル化	0 箇所 (R7)	13 箇所 (R12)

リスクシナリオ 1-3

大規模な土砂災害等による死傷者の発生

<p>●土砂災害ハザードマップの改訂及び普及 (建設構想部)</p>		<p>リスクコミュニケーション</p>
<p><b>【現状】</b></p> <p>土石流等の土砂災害が発生する前に、住民の迅速かつ安全な避難につながるように、土砂災害（特別）警戒区域や避難所等を示した地図と気象情報の入手先や避難に役立つ情報を記載するハザードマップを作成し住民に配布するとともに、平時には出前講座等により普及啓発を行ない住民の防災意識向上に努めている。</p>		
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>土砂災害ハザードマップの配布や、出前講座等により土砂災害の危険性や早期避難の重要性に関する啓発等を行っているが、住民の防災意識の向上に直結するように、一層の普及・啓発活動により周知度を向上させていく必要がある。</p>		
<p><b>【強靱化推進方針】</b></p> <p>福島県による新たな土砂災害警戒区域の指定に併せ随時ハザードマップ改訂を進めていくとともに、ハザードマップの窓口配布や、出前講座等において土砂災害の危険性や早期避難の重要性、適切な避難行動に関するより一層の普及啓発を継続していく。</p>		
<p>●道路維持管理事業（道路法面・盛土の土砂災害防止対策） (建設構想部)</p>		<p>交通・物流</p>
<p><b>【現状】</b></p> <p>道路の法面等の土砂の流出、竹のせり出し、倒木等により、道路の閉塞など通行に支障をきたす被害が発生している。</p>		
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>豪雪や集中豪雨、地震による道路法面の土砂の流出、竹木せり出しや倒壊により、道路閉塞による通行止めや人身・物損被害を未然に防止する必要があるため、道路法面の浸食防止や竹木の伐採等の対策を総合的、複合的かつ計画的に進める必要がある。</p>		
<p><b>【強靱化推進方針】</b></p> <p>過去に被害が発生した道路法面について、土砂流出や竹の倒伏、樹木の倒木といった多様な災害リスクの低減を図るため、多角的な道路法面保護の対策を推進する。</p>		
関連する数値指標	現状値	目標値
道路法面保護 対策実施箇所	0 箇所 (R7)	15 箇所 (R12)

リスクシナリオ 1-4

火山噴火や火山噴出物の流出等による死傷者の発生

●安達太良山火山防災マップの啓発

(総務部)

リスクコミュニケーション

【現状】

安達太良山は過去に噴火を繰り返してきた火山であるため、過去の噴火史、火山災害に関する基礎情報、火山災害が及ぶ可能性のある区域、避難所の位置を示し、注意喚起を行っている。

【脆弱性評価】

安達太良山は、過去に噴火を繰り返してきた活火山であるため、関係市町村や防災関係機関等による安達太良山火山防災連絡会議を設置して火山防災マップの作成等を行い、注意喚起と警戒避難体制の検討を行っているところである。今後とも安達太良山火山防災連絡会議との連携を強化し、警戒避難体制の検討を進めるとともに、火山防災マップの配布による注意喚起と防災意識の啓発を行い、火山災害に対する安全対策を強化していく必要がある。

【強靱化推進方針】

安達太良山火山防災連絡会議において、山麓にかかる市町村との連携を強化し警戒避難体制の強化を進めるとともに、火山防災マップの配布による注意喚起と防災意識の啓発、避難情報伝達体制の強化等、火山災害に対する安全対策を強化していく。

リスクシナリオ 1-5

暴風雪及び豪雪に伴う死傷者の発生

●除雪事業	(建設構想部)
	<div style="display: flex; justify-content: flex-end; gap: 10px;"> <div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 2px 5px;">交通・物流</div> <div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 2px 5px;">デジタル活用</div> </div>
<p><b>【現状】</b></p> <p>除雪事業計画書、除雪支援システムの活用に基づき、効果的・効率的な除雪作業を実施し、冬季間の安全かつ安心な道路交通を確保し、市民の安全確保と経済活動の安定を図っている。</p> <p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>降雪の状況や気象状況を正確かつ迅速に把握し、国・県及び関係機関との道路情報の収集・除雪作業における連携体制を強化し、効果的・効率的な除雪を実施する体制を整備していく必要がある。</p> <p><b>【強靱化推進方針】</b></p> <p>冬季間の市民生活の安全確保と経済産業活動の安定のため、国や県、及び関係機関との連携の強化による道路管理者の相互応援の確保や、福島地方気象台及び郡山市雪氷体制判断支援サービス等の降雪観測機関からの迅速な情報の入手、道路パトロールによる積雪・路面状況の把握を実施していく等、迅速かつ確かな除雪作業を可能とする体制の強化を図っていく。</p>	
●除雪事業実施に係る実効性の確保	(建設構想部)
	<div style="display: flex; justify-content: flex-end; gap: 10px;"> <div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 2px 5px;">交通・物流</div> <div style="background-color: #4CAF50; color: white; padding: 2px 5px;">リスクコミュニケーション</div> </div>
<p><b>【現状】</b></p> <p>生活道路の除雪においては、市民の協力と理解が必要不可欠であるため、市Webサイトや広報こおりやま等により、道路除雪に対する理解と協力の呼びかけを実施している。</p> <p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>除雪事業の実効性を高めるためには、市民に対し、大雪情報の発信力の強化や、自助・共助を基本とした地域住民による生活道路の除雪が重要であるため、理解と協力が得られるよう、広報活動のさらなる推進が必要である。</p> <p><b>【強靱化推進方針】</b></p> <p>市民向けの大雪情報の発信手段の充実と併せて、市道への融雪剤散布や自助・共助を基本とした地域住民による生活道路の除雪に関する協力と理解を求める広報活動の更なる推進を図っていくとともに、除雪用機械の確保や人材確保等により、除雪作業の実効性を高めていく。</p>	

**目標 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ**

リスクシナリオ 2-1

消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

●消防力整備事業（消防車両等整備事業）

（総務部）

行政機能等

【現状】

配置後20年以上経過している消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプは、代替部品等が生産されていない可能性が高く、故障時の修繕が不可能になるため、災害対応に支障を来たさめようにするため、配置後20年以上経過した消防車両等を計画的に更新している。

【脆弱性評価】

大規模自然災害発生時の火災に備え、計画的な消防装備品の充実強化と消防車両の更新を行い、消防団の活動能力向上を図る必要がある。

【強靱化推進方針】

大規模自然災害発生時、被害発生個所が広範囲に及んだ場合に備え、計画的な消防団装備品の充実強化と消防車両の更新を行い、消防体制の充実強化を推進していく。

関連する数値指標	現状値	目標値
消防ポンプ自動車の更新台数	2台 (R7)	13台 (R11)
小型動力ポンプ積載車の更新台数	1台 (R7)	8台 (R11)
小型動力ポンプの更新台数	0台 (R7)	4台 (R11)

●消防力整備事業（消火栓・防火水槽の整備）

（総務部）

行政機能等

【現状】

大規模自然災害等発生時に、消防水利が確保できず迅速な消火活動が不能になるのを防ぐため、消火栓・防火水槽等、消防水利の整備を行っている。

【脆弱性評価】

大規模自然災害発生時等に備え、計画的な消火栓と防火水槽の整備を行い、消防水利施設の増強を図る必要がある。

【強靱化推進方針】

大規模自然災害発生時、広域的な火災により被害発生個所が広範囲に及んだ場合に備え、計画的な消火栓と防火水槽の整備・充実強化を行い地域消防力及び消防活動体制のさらなる強化を図っていく。

●消防団員確保に向けた取組

(総務部)

行政機能等

【現状】

活動可能な消防団員を確保できず、火災や大規模災害に対応できない事態を防ぐため、郡山市消防団員及び郡山市消防団員と同居する家族に対する優遇措置を実施する市内の事業所、店舗等を認定し、消防団員等の福利厚生を充実させることにより、消防団員の継続的な確保と地域防災力の向上及び地域の活性化に取り組んでいる。

【脆弱性評価】

本市の消防団員は、近年の少子高齢化や就業形態の変化等により、消防団員が減少し条例に規定する定数を満たしていないことから、事業者等の協力を得ながら団員数の確保に努めて行く必要がある。

【強靱化推進方針】

消防団は地域に密着し災害時に重要な役割を果たすことから、地域の実情に応じた取組を行い、県や事業者等、関係団体と連携しながら加入の働きかけを行い団員の確保を推進する。

●消防署所・詰所等の施設整備

(総務部)

行政機能等

【現状】

災害対応の拠点となる消防署所・詰所等の適切な維持管理及び電源の確保を行うとともに、防災拠点としての地域バランスを考慮し、市民の安全・安心に寄与するため、市内富久山町に新設消防署を設置するなど、救護・救援体制の強化を図っている。

【脆弱性評価】

消防署所・詰所等の改修・改築等を計画的に進め施設保全に努めるとともに、建築経過年数、適正配置、消防団員の充足率、規模適正及び所属団員の平均年齢や地域のバランスを踏まえ、車庫詰所の更新及び統廃合を計画的に実施し、地域消防力のさらなる強化を図っていく必要がある。

【強靱化推進方針】

消防署所・詰所等の改修・改築等を計画的に進め施設保全に努めるとともに、建築経過年数、適正配置、消防団員の充足率、規模適正及び所属団員の平均年齢や地域のバランスを踏まえ、車庫詰所の更新及び統廃合を計画的に実施し、地域消防力及び消防活動体制のさらなる強化を図っていく。

●救急安心お願いカードの普及

(総務部)

リスクコミュニケーション

【現状】

市民の体調が急変し、救急搬送が必要となった場合に、自らの既往歴、服薬状況、緊急時の連絡先等を救急隊員にいち早く伝えることができるよう、これらの情報をカード形式の用紙に書き留めるものであり、防災危機管理課で配布している。また、市ウェブサイトダウンロードできる様式を掲示しており、周知を図っている。

【脆弱性評価】

外出時に被災した際には、周囲の環境が普段と大きく異なり、より一層周囲の人の支援や協力が必

要となることから、周囲の人に速やかに、自らの既往歴、服薬状況、緊急時の連絡先等を伝えるため、同カードのさらなる普及を図る必要がある。

**【強靱化推進方針】**

外出時に被災した際には、周囲の環境が普段と大きく異なり、より一層周囲の人の支援や協力が必要となることから、周囲の人に速やかに、自らの既往歴、服薬状況、緊急時の連絡先等を伝えるため、同カードのさらなる普及を図る必要がある。

●要配慮者利用施設の避難確保計画の策定・避難訓練の実施に係る周知、啓発 (総務部)

保健医療・福祉

リスクコミュニケーション

**【現状】**

2017（平成 29）年 6 月の水防法等の改正により、河川の氾濫による浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象）の管理事業者は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられた。これに伴い、所管部局が該当施設を確認し、対象施設に対し避難確保計画の作成について通知するとともに、関係機関が連携し、計画の確認を行うなど、安全安心の確保を行っている。

**【脆弱性評価】**

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成にあたっては、関係各課の緊密な連携だけでなく、対象事業者の当該制度への理解が必要不可欠である。また、避難確保計画作成後も、対象事業者が確実な避難訓練の実施と防災対応環境の変化に対応した計画の見直しを行い、施設利用者の安全安心を確保できる体制を構築するよう、周知していく必要がある。

**【強靱化推進方針】**

避難確保計画の作成を図るとともに、未作成施設や新規対象施設へ、その必要性について周知啓発を図るなど、支援・働きかけを推進していく。また、避難確保計画の作成後も、避難訓練の実施と計画の見直しについて周知徹底するとともに、対象施設の事業者に対し平時から防災啓発と防災情報等の提供を行い、防災・減災対策を推進していく。

リスクシナリオ 2-2

医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

<p>●災害時の医療救護に関する協定</p>	<p>(保健福祉部)</p>
<p>保健医療・福祉</p>	
<p>【現状】</p>	
<p>災害時の医療救護活動を円滑に実施するために、市と郡山医師会及び郡山薬剤師会と「災害時の医療救護に関する協定」を締結している。</p>	
<p>【脆弱性評価】</p>	
<p>大規模自然災害発生時に、医療救護計画に基づき効率的に救護活動等を展開できるように、平時から関係医療機関等と調整を行うとともに、令和元年東日本台風の経験や総合防災訓練での知見を踏まえ、災害時の医療救護体制を確保する必要がある。</p>	
<p>【強靱化推進方針】</p>	
<p>令和元年東日本台風の経験を踏まえ、大規模自然災害発生時に、医療救護計画に基づき効率的に救護活動等を展開できるように、平時から関係医療機関等と調整を行うとともに、総合防災訓練での知見を踏まえ、JMAT 等外部の保健医療組織との役割、連携を整理・調整できるよう災害時の医療救護体制を確保していく。</p>	
<p>●災害時における DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の活用</p>	<p>(保健福祉部)</p>
<p>保健医療・福祉</p>	
<p>【現状】</p>	
<p>災害時の避難所における救護活動等の人員不足に対しては、国の派遣制度を活用し保健師等の応援派遣を受け対応している。</p>	
<p>【脆弱性評価】</p>	
<p>大規模災害時には職員の被災等により保健所機能の維持が困難な場合が想定されることから、平成 30 年 3 月に国が設置した DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の活用を図る必要がある。</p>	
<p>【強靱化推進方針】</p>	
<p>大規模災害発生時には本市の地域防災計画に基づく対応を迅速に進めるとともに、保健所班において、DHEAT 派遣要請についての意思決定及び県との連絡調整を実施する。なお支援 DHEAT との調整を円滑に行うとともに、本市における災害時健康危機管理対応の人材育成及び体制強化を図るため、国等が実施する DHEAT 養成研修の受講を計画的に推進する。</p>	

リスクシナリオ 2-3

大規模な自然災害と感染症との同時発生、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

●小中学校施設環境整備事業

(教育総務部)

行政機能等

長寿命化・老朽化対策

【現状】

大規模災害時に指定避難所等としての使用が想定される学校施設においては、高齢者や障がい者等の災害時要援護者が使用困難とされる和式トイレが存在する。また、令和元年東日本台風の被害により、赤木小学校等では学校機能の一部が数か月にわたり停止した。

【脆弱性評価】

和式トイレについては、高齢者、障がい者等の災害時要援護者の使用を想定し、ニーズに合わせて洋式化率を高め、避難所機能の充実を図る必要がある。また、大規模災害等発生時に、被害を最小限に抑え、学校機能を継続させるとともに、省エネルギー設備の導入等により、避難所機能の強化を図る必要がある。

【強靱化推進方針】

学校施設の和式トイレについては、計画的かつ効果的な改修を実施していく。また、省エネルギーで稼働できる避難所運営を目指すとともに、大規模災害に備え、学校施設の長寿命化改修内容の充実を図ると同時に、受変電設備の高上げなど、気候変動に対応した改修を実施していく。

関連する数値指標	現状値	目標値
トイレの様式化率	82.7%(R6)	85.8%(R8)

●災害時におけるトイレの環境の確保（マンホールトイレの整備・簡易トイレ等の備蓄）

(総務部)

行政機能等

【現状】

大規模自然災害等発生時には、し尿処理施設や下水道処理施設等の被災や断水等によりトイレの使用ができなくなり、公衆衛生環境が悪化するため、簡易・携帯トイレ等の備蓄を行っている。

【脆弱性評価】

大規模自然災害等発生時のトイレの適正な管理は公衆衛生の管理・保全の面で重要であるため、断水やし尿・下水道処理施設被災等に備え、簡易・携帯トイレ等の備蓄を推進し、公衆衛生の確保と保全に向けた取組みが必要である。

【強靱化推進方針】

大規模自然災害等発生時のトイレの適正な管理は公衆衛生の管理・保全の面で重要であるため、断水やし尿・下水道処理施設被災等に備え、簡易・携帯トイレ等の備蓄を推進し、公衆衛生の確保を図っていく。

●郡山市感染症発生動向調査事業

(保健福祉部)

保健医療・福祉

【現状】

市内における患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集・解析し、全国情報・県内情報と併せて解析評価し、この内容を速やかに郡山医師会、郡山市教育委員会等の関係機関に提供・公開している。

【脆弱性評価】

感染症の発生、蔓延防止のため、感染症ネットワーク体制をさらに強化していくとともに、大規模災害発生時における感染症の早期探知や流行状況の把握を行うため、避難所での効果的な感染症サーベランスの構築を図っていく必要がある。

【強靱化推進方針】

感染症の発生、蔓延防止のため、感染症ネットワーク体制をさらに強化していくとともに、大規模災害発生時における感染症の早期探知や流行状況の把握を行うため、避難所での効果的な感染症サーベランスの構築を推進していく。

●予防接種事業

(保健福祉部)

保健医療・福祉

【現状】

感染症の発生及びまん延を予防するため、平時から予防接種を推進している。

【脆弱性評価】

避難所を含む被災地では衛生状態が悪化し、感染症がまん延しやすい状況にあることから、広報こおりやまウエブサイトへの掲示により予防接種を呼びかけ、接種率の向上に引き続き取り組んでいく必要がある。

【強靱化推進方針】

避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、平時から予防接種を促進するとともに、避難所における感染症予防体制の整備を推進していく。

●高齢者等把握事業

(保健福祉部)

保健医療・福祉

【現状】

平時から地域包括支援センター等において高齢者に対する相談等の支援を行っているが、自然災害発生時、様々な支援が必要な高齢者に対し、専門職による戸別訪問等を行い、避難生活における相談支援、健康状態等の状況把握を行った。

【脆弱性評価】

大規模自然災害等発生時、被災した高齢者の生活環境が大きく変化することが考えられることから、安心した避難生活を確保していくため、生活上の相談支援や生活支援等に関する支援体制の整備が必要である。

【強靱化推進方針】

大規模自然災害等発生時、支援の届かない被災者を発生させないようにするため、避難生活等によ

る生活環境の変化に伴い健康状態等の悪化が予想される高齢者に対し、戸別訪問による状況把握や生活支援等を行い、必要な支援への提供へとつなげていく。

リスクシナリオ 2-4

被災地での食料・飲料等、生命に関わる物資供給の停止

<p>●災害時用備蓄品整備事業 <span style="float: right;">(総務部)</span></p> <p style="text-align: right; background-color: #90EE90;">行政機能等</p>		
<p><b>【現状】</b></p> <p>大規模自然災害等の発生時に迅速かつ確実に備蓄品を配布するため計画的に備蓄の整備・更新を図る。</p>		
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>近年の災害は、大規模、激甚化しており、大規模災害時、被害が広範囲にわたった場合の備蓄品について計画的な整備等が必要である。このため、広い市域を有している本市においては、大規模自然災害時の様々な被害を想定し、物資供給体制の停滞に陥ることがないように、拠点備蓄庫の増設と必要な備蓄食料数を検討していく必要がある。</p>		
<p><b>【強靱化推進方針】</b></p> <p>大規模災害時、被害が広範囲にわたった場合の備蓄品の確保・配布に係る体制の強化を図るとともに、物資供給体制を確保するため、拠点備蓄庫の増設や使用期限が到来する備蓄物資の適切な更新を進め、救援対策の充実を図っていく。</p>		
関連する数値指標	現状値	目標値
備蓄食料の配備数	44,450 食 (R6)	124,554 食 (R10)
<p>●緊急輸送道路の整備 <span style="float: right;">(建設構想部)</span></p> <p style="text-align: right; background-color: #90EE90;">交通・物流</p>		
<p><b>【現状】</b></p> <p>緊急輸送道路について、平時から安全点検等を行い安全性を確認しておくとともに、自然災害発生時の安全点検に係る実施体制について整備している。また、緊急輸送道路上の街路樹については、倒木により交通の妨げとなる恐れがあるため、災害時における応急対策業務の支援に関する協定を締結している団体との連携を図り、非常時における安全点検等の実施体制を構築している。</p>		
<p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>緊急輸送道路の点検については、橋梁や大型カルバート（地下道）は 5 年に 1 回の法定点検を、法面は 10 年に 1 回の自主点検を実施し、道路の重要性を勘案して損傷度が高い施設から修繕を行い、維持管理費用の縮減と通行の安全・安心の確保を図るとともに、施設の最適化を図りながら、長寿命化・更新・統廃合の取り組みを計画的に進めていく必要がある。</p>		
<p><b>【強靱化推進方針】</b></p> <p>緊急輸送道路や危険度の高い道路法面の防災対策を実施するなど、自然災害発生時の道路機能の維持に向けた取り組みを推進する。</p>		

また、迅速な復旧復興のためには、自然災害発災時の初動が重要であることから、緊急輸送道路やJR、国道、NEXCOの安全確認を効率的に実施できる体制を整備していく。

関連する数値指標	現状値	目標値
橋梁法定点検(5年に1回)	184橋(R6)	440橋(R8~R10)
大型カルバート法定点検(地下道)(5年に1回)	1箇所(R2)	1箇所(R12)
道路防災点検(法面:10年に1回程度)	1箇所(H27)	1箇所(R17)

●防災啓発事業

(総務部)

リスクコミュニケーション

【現状】

総合防災訓練の実施、啓発用資料の作成配布、出前講座の実施、体験活動の実施など、応急対応訓練や啓発事業を行うことにより、市民一人ひとりの災害対応能力の向上と防災意識を高める取り組みを実施している。

【脆弱性評価】

- ・総合防災訓練については、訓練会場が小学校であることから、児童とその保護者は一定数の参加が見込めるが、高齢者等の要配慮者の参加が少ないため、地元の団体及び支援者（町内会、自主防災組織、消防団、民生員等）への協力要請等により、要配慮者の参加を促していく必要がある。また、若年層の参加を促すため、専門学校等への協力要請により、若年層の参加を促していく必要がある。多様な視点を踏まえた、実効性のある市民参加型の訓練内容を検討する必要がある。
- ・出前講座については、市全域を対象に周知しており、年々申込者が増加しているものの、若年層の割合が極めて低いことから、学校等への積極的な実施の働きかけ、連携を行うなど更なる申込者の増加を図り、市民全体の防災意識の高揚と地域防災力の向上を促進していく必要がある。
- ・災害による被害を未然に、または最小限に防ぎ、安全で安心なまちづくりを進めるためには、行政機関等による「公助」とともに、自分と家族の安全は自分で守る「自助」の取り組みと、地域住民が手を取り助け合う「共助」の連携が重要であることから、郡山市総合防災訓練をはじめ、防災出前講座や市防災Webサイト・防災ハンドブックや広報誌等のあらゆる手段・機会を通じて「自助」・「共助」に関する周知と啓発を行っていく必要がある。

【強靱化推進方針】

災害による被害を未然に、または最小限に防ぎ、安全で安心なまちづくりを進めるためには、行政機関等による「公助」とともに、自分と家族の安全は自分で守る「自助」の取り組みと、地域住民が手を取り助け合う「共助」の連携が重要であることから、「自助」の取組みである家庭等における備蓄の推進等の事前の備え、「共助」としての地域住民の連携を図る取り組み等を、全市一斉の郡山市総合防災訓練をはじめ、防災出前講座や市Webサイト・防災ハンドブックや広報誌等のあらゆる手段・機会を通じて「自助」・「共助」に関する周知と啓発を行い、防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図っていく。

●中学校給食センター整備事業 (学校教育部)

行政機能等

【現状】

災害対策基本法第 42 条に基づき作成している市地域防災計画において、米飯の炊き出しは学校給食センター、小中学校給食室、公民館等を使用すると定められている。

【脆弱性評価】

避難生活が長期化する場合、温かい食事の提供等、避難者の心身の健康を保つ施策が求められている。

【強靱化推進方針】

老朽化した 2 つの給食センターを集約化し、PFI 手法により新しい給食センターを建設する計画を進めている。当該計画の中で、炊飯設備を導入する等、給食センターによる炊き出しの実施体制強化を図る。

●幹線道路・環状線等整備事業 (建設構想部)

交通・物流

【現状】

緊急輸送ネットワークの機能強化及び安全・円滑な道路交通や地域間のアクセス向上を図るため、幹線道路・環状道路等の都市計画道路の整備を進めている。

【脆弱性評価】

大規模自然災害発生時における復旧・復興においては、迅速な物資輸送や人的支援をはじめとした緊急輸送ネットワークや安全・円滑な道路交通の確保が重要であることから、幹線道路・環状道路等の整備を推進する必要がある。

【強靱化推進方針】

大規模自然災害発生時においても迅速な物資輸送や人的支援を始めとした緊急輸送ネットワークや、安全・安心な道路交通の確保により、迅速な復旧・復興を可能とするため、継続して幹線道路・環状道路等の整備を行っていく。

関連する数値指標	現状値(R6)	目標値(R8)
①整備延長 ②進捗率(事業費ベース)		
内環状線	①660m ②84.0%	①1,160m ② 90.0%
東部幹線 (富久山工区)	① 0m ②71.0%	①185m ②100.0%
東部幹線 (桜木工区)	①100m ②69.0%	①340m ② 70.0%
笹川大善寺線 (暫定 2 車線)	①347m ②68.0%	①347m ② 68.0%
大田 2 号線	①400m ②65.0%	①500m ② 95.0%
小川笹川一丁目線 (暫定 2 車線)	①1200m ②50.0%	①1200m ② 60.0%
麓山一丁目久保田線	① 0m ②63.3%	①250m ②100.0%
伊賀河原西柳作線	① 0m ② 4.0%	①790m ② 26.2%

リスクシナリオ 2-5

長期にわたる孤立集落等の同時発生

●道路ストック整備事業

(建設構想部)

交通・物流

長寿命化・老朽化対策

【現状】

市道の舗装やトンネル等の道路主要施設及び道路案内標識や側溝等の道路付属施設における道路ストックの整備として、郡山市道路施設修繕計画等に基づき、定期的な点検やパトロールを実施することで健全性を確認し、効率的・効果的な修繕・更新を実施するなど予防保全を基本とした維持管理を進めている。

【脆弱性評価】

道路ストックの整備については、施設の老朽化対策及び道路環境の施設整備の取り組みをすすめているが、郡山市道路施設修繕計画等に基づき定期的な点検やパトロールを実施し健全性を確認するとともに、損傷等による機能不全にならないよう施設の最適化を図りながら修繕・更新を実施するなど予防保全を基本とした維持管理を行い道路機能の保全を図っていく必要がある。

【強靱化推進方針】

自然災害等発生時、道路の損壊による交通障害は救援・救護活動等に支障をきたし迅速な復興の妨げとなるため、引き続き予防保全を基本とした維持管理・更新等の整備を推進し、更なる道路機能の保全を図っていく。

関連する数値指標	現状値	目標値
舗装点検実施路線	60km (R6)	181km (R8~R10)
点検結果に基づく舗装修繕延長	7,148m (R6)	36km (R8~R12)

●橋りょう長寿命化(再掲)

(建設構想部)

交通・物流

長寿命化・老朽化対策

【現状】

本市が管理する橋りょうの多くで老朽化が進んでおり、劣化・損傷に起因する第三者への事故や地域住民の生活環境に大きな影響を与えるおそれが生じているため、5年に1回の定期点検の実施及び予防保全を基本とした長寿命化対策を進めている。

【脆弱性評価】

橋りょうの長寿命化対策については、5年に1回の法定点検を実施し、道路の重要性を勘案しながら損傷度が高い橋りょうから修繕を行い、維持管理費用の縮減と通行の安全・安心の確保を図るとともに、施設の最適化を図りながら、長寿命化・更新・統廃合の取り組みを計画的に進めていく必要がある。

【強靱化推進方針】

本市が管理する橋りょうの多くで老朽化が進んでおり、劣化・損傷に起因する第三者への事故や地域住民の生活環境に大きな影響を与えるおそれが生じているため、橋りょうの定期点検の実施及び予防保全を基本とした長寿命化対策により、維持管理費用の縮減と通行の安全・安心の確保を図ってきたが、引き続き、河川管理者やNEXCO 東日本、JR 東日本等の関係機関との事前協議・調整を滞りなく進めながら緊急輸送道路上や鉄道や高速道路を跨ぐ橋りょうなど重要度の高い施設への対策を優先的に行ない、緊急輸送ネットワークの機能強化を図っていく。

関連する数値指標	現状値	目標値
橋りょう法定点検	184 橋(R6) 815 橋(R元~R5)	440 橋(R8~R10)
修繕工事を実施した橋りょう数	23 橋((R元~R6)	41 橋(R8~R12)

●道路維持管理事業（道路法面・盛土の土砂災害防止対策）（再掲） （建設構想部）

交通・物流

【現状】

道路の法面等の土砂の流出、竹のせり出し、倒木等により、道路の閉塞など通行に支障をきたす被害が発生している。

【脆弱性評価】

豪雪や集中豪雨、地震による道路法面の土砂の流出、竹木せり出しや倒壊により、道路閉塞による通行止めや人身・物損被害を未然に防止する必要があるため、道路法面の浸食防止や竹木の伐採等の対策を総合的、複合的かつ計画的に進める必要がある。

【強靱化推進方針】

過去に被害が発生した道路法面について、土砂流出や竹の倒伏、樹木の倒木といった多様な災害リスクの低減を図るため、多角的な道路法面保護の対策を推進する。

関連する数値指標	現状値	目標値
道路法面保護 対策実施箇所	0 箇所(R7)	15 箇所(R12)

## 目標 3. 必要不可欠な行政機能を確保する

### リスクシナリオ 3-1

#### 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

<p>●相互応援協定締結自治体や民間事業者との連携強化</p>	<p>(総務部)</p>
<p>行政機能等</p>	
<p><b>【現状】</b></p>	
<p>大規模自然災害等の影響が広範囲に及ぶ場合には、本市単独で災害対策を実施することが困難な状況になることが想定されるため、協定締結自治体間での総合防災訓練の相互参加により連携強化を図っている。</p>	
<p><b>【脆弱性評価】</b></p>	
<p>協定締結自治体間での総合防災訓練の相互参加や、郡山市総合防災訓練の機会を得られた知見を活かし、平時から協定締結自治体や民間事業者との連携を強化していくとともに、応援職員が円滑に業務を実施できるように、受け入れ体制や指揮命令系統の事前確認を行い、大規模自然災害発生時における、相互応援協定の効果的な運用を行うための受援体制を整備する必要がある。</p>	
<p><b>【強靱化推進方針】</b></p>	
<p>協定締結自治体間での総合防災訓練の相互参加や、郡山市総合防災訓練の機会を得られた知見を活かし、平時から協定締結自治体や民間事業者との連絡体制の構築等を行い連携を強化していくとともに、応援職員が円滑に業務を実施できるように、受け入れ体制や指揮命令系統の事前確認を行い、大規模自然災害発生時における、相互応援協定の効果的な運用を行うための受援体制を整備していく。</p>	
<p>●再生可能エネルギーの活用</p>	<p>(環境部)</p>
<p>行政機能等 環境</p>	
<p><b>【現状】</b></p>	
<p>大規模災害発生時において、電気等のエネルギー供給を確保するため、再生可能エネルギーをはじめとした自立・分散型の電力創出・供給システムを各地域内へ導入し、エネルギー供給源の多様化を実施している。</p>	
<p><b>【脆弱性評価】</b></p>	
<p>公共施設における電力停止は、応急復旧業務や災害対応業務のみならず、避難所運営等、災害対応全般に影響を及ぼすものであることから、大規模災害発生時において必要な電力等のエネルギー供給を確保するため、再生可能エネルギーをはじめとした自立・分散型の自家消費可能な電力創出・供給システムを導入し、地域のレジリエンスの強化を進めていく必要がある。</p>	
<p><b>【強靱化推進方針】</b></p>	
<p>大規模災害発生時において必要な電力等のエネルギー供給を確保するため、再生可能エネルギーをはじめとした自立・分散型の自家消費可能な電力創出・供給システムを導入し、地域のレジリエンスの強化を進めていく。</p>	

●連携中枢都市圏推進事業

(政策開発部)

行政機能等

【現状】

2015（平成 27）年度の総務省「新たな広域連携促進事業」の実施を契機に、圏域内市町村と連携中枢都市圏形成に向けた協議を重ね、2018（平成 30）年度には連携協約の締結、都市圏ビジョンの策定等を経て「こおりやま広域連携中枢都市圏（こおりやま広域圏）」を形成し、各種連携を推進している。

【脆弱性評価】

こおりやま広域圏において、災害等発生時の応援・協力を効果的かつ効率的に実施するため、自治体間の円滑な連携を強化していく必要がある。

【強靱化推進方針】

総務省の対口支援の補完を目的とし、圏域における災害等発生時に予め相手方を定め職員の派遣を行う相互応援について、令和 2 年 7 月に基本的な事項を定めた。地理的に隣接する強みを生かし、迅速かつきめ細かな支援を行っていく。

●郡山市業務継続計画（BCP）の実行性の向上

(総務部)

行政機能等

【現状】

大規模自然災害等発生時の業務継続体制を強化するため、業務継続計画を策定し、継続的な見直しを行うことで、実効性の向上を図っている。

【脆弱性評価】

- ・必要な見直し・改善を継続的に行うことで郡山市業務継続計画の実効性を向上させ、本市における業務継続体制を確実に強化していく必要がある。
- ・大規模自然災害等発生時には、安否確認や罹災証明書等の災害応急対策や復旧対策に必要な業務が増大することが予想されるため、必要な住民情報等データのバックアップや、システム停止による業務の停滞を防止するための体制を強化していく必要がある。

【強靱化推進方針】

- ・必要な見直し・改善を継続的に行うことで郡山市業務継続計画の実効性を向上させ、本市における業務継続体制を確実に強化していく。
- ・大規模自然災害等発生時には、安否確認や罹災証明書等の災害応急対策や復旧対策に必要な業務が増大することが予想されるため、必要な住民情報等データのバックアップや、システム停止による業務の停滞を防止するための体制を強化していく。

●行政センターへの太陽光発電等設置

(総務部)

行政機能等

【現状】

地方自治法第 155 条第 1 項の規定に基づき設置された支所である 14 行政センターのうち、太陽光発電等が設置されていない施設に太陽光発電及び蓄電池を設置する。

【脆弱性評価】

行政センターは郡山市地域防災計画上の地区本部として、必要な回復力を有する庁舎改修を行い、災害に強い体制づくりに取り組む必要があるが、太陽光発電が設置されていない行政センターがある。

**【強靱化推進方針】**

未設置の行政センターについて、各施設の施設方針に基づき、施設管理者と協議の上で太陽光発電等の再生可能エネルギー代替電力の普及促進を図る。

●電力供給途絶等に備えた非常用電力の確保

(総務部)

行政機能等

**【現状】**

本庁舎・西庁舎、各行政センターにおいて非常用自家発電機を設置し、災害対策本部及び庁舎機能の維持を図っている。

**【脆弱性評価】**

- ・大規模自然災害等発生時における電力供給遮断を想定し、災害対応の拠点となる公共施設の非常用電源の確保を推進していく必要がある。
- ・太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用について検討を進めていく必要がある。
- ・災害対策本部や避難所等の運営に関し必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄など、執務環境の整備を図っていく必要がある。

**【強靱化推進方針】**

電力喪失による公共施設の機能マヒは、発災後のすべての応急復旧業務に支障をきたし復興にむけての回復速度が著しく低下することから、太陽光発電等の再生可能エネルギー代替電力の普及促進を図るとともに、電力供給停止に備え、非常用自家発電装置等の非常時のバックアップ体制を整備していく。

●大規模災害時の迅速な罹災証明書交付や被災家屋調査実施体制の整備

(税務部)

行政機能等

**【現状】**

災害時において、市役所全庁応援を受け、円滑な罹災証明書の交付及び被災家屋の被害認定調査ができるよう定期的な研修・訓練を実施している。

**【脆弱性評価】**

大規模自然災害発生時は、応急復旧業務が膨大となり職員のマンパワー不足が想定されるが、罹災証明書発行や被災家屋調査の遅れは被災者の生活再建の遅れのみならず、被災地全体の復興の遅れにつながるものであることから、罹災証明書交付や被災家屋調査実施等に係る他市町村等からの応援職員の受援体制の整備に努めるとともに、迅速な業務遂行体制の構築を整備する必要がある。

**【強靱化推進方針】**

被災者の早期の生活再建及び被災地全体の復興を可能とするため、福島県や他市町村等と平時から連携を深め、応援職員の受援体制を確認しておくとともに、迅速な罹災証明書の発行や被災家屋調査を実施するための体制を強化していく。

●防災拠点施設（災害対策本部・避難所等）の機能確保

（総務部）

行政機能等

【現状】

大規模自然災害等の発生時、迅速かつ的確な初動対応を行うためには、速やかな災害対策本部の設置が重要であり、防災拠点施設である市役所本庁舎及び災害対策室の機能維持のため、72 時間分の災害時の非常用電源を確保している。また、避難所等での電力喪失に備え、ポータブル発電機を備蓄している。

【脆弱性評価】

防災拠点施設である市役所本庁舎及び災害対策室の機能維持のため、72 時間分の災害時の非常用電源を確保しており、避難所等での非常用電源確保として、発電機・充電器を備蓄している。今後とも、施設・設備の定期点検・保守管理を適切に行、機能維持に努めるとともに、長期間の電力供給途絶に備え、再生可能エネルギーの等の導入や発電機・充電器の整備充実、非常用電源設備の強度化について検討していく必要がある。

【強靱化推進方針】

- ・自然災害等の発生時、防災拠点施設である市役所本庁舎及び災害対策室の機能維持のため設置している非常用電源の定期点検・保守管理を適切に行い、機能維持に努めるとともに、避難所等での非常用電源確保として使用する発電機・充電器の備蓄を継続して進めていく。
- ・施設・設備の長期間の電力供給途絶に備え、再生可能エネルギーの等の導入や発電機・充電器の整備充実と非常用電源設備の強度化について検討していく。

●全庁型及び公開型地理情報システムの運用

（政策開発部）

行政機能等

デジタル活用

【現状】

市民等が地理データに紐づく行政情報をインターネットから取得可能とし、生活利便性の向上を図るため、公開型地理情報システムを運用するとともに、市職員間の地理情報の共有による行政事務の効率化を図るため、全庁型地理情報システムを運用する。

また、現場から情報登録する機能や公用スマートフォンの位置情報表示する機能、SNS 投稿情報を収集し、地図上に表示させる機能を備えた「情報連携機能」を運用する。

【脆弱性評価】

全庁型及び公開型地理情報システムのアクセス数は着実に増加しているが、人的リソースには限りがあることから、2025 年 1 月に導入した「情報連携機能」の活用により、情報収集・共有に要する負担を軽減する必要がある。

【強靱化推進方針】

全庁型及び公開型地理情報システムのアクセス数は着実に増加しているが、人的リソースには限りがあることから、2025 年 1 月に導入した「情報連携機能」の活用により、情報収集・共有に要する負担を軽減する。

関連する数値指標	現状値	目標値
全庁型 GIS ログイン数	93,311(R6)	94,000(R8)
公開型 GIS アクセス数	180,194(R6)	185,000(R8)
情報連携機能アクセス数	295(R6)	1,000(R8)

●情報システムの業務継続体制の整備

(政策開発部)

行政機能等

デジタル活用

【現状】

システム停止による業務の停滞から混乱を招くことが懸念されることから、大規模な被害が発生した場合にも対応できるように、業務継続計画、各業務システム実施手順を策定するとともに、情報システムの ASP 化・クラウド化・冗長化を推進している。

【脆弱性評価】

高度にシステム化、ネットワーク化された情報システムを基に業務が成り立っていることに鑑み、大規模自然災害等が発生した場合であっても、システムダウンや記憶媒体の喪失等による業務の中断や停滞の防止、及び迅速なシステム復旧のため、重要業務に係る情報システムの大規模自然災害等への対策に取り組む必要がある。

【強靭化推進方針】

庁舎が被災し、システム停止による業務の停滞及び混乱を防ぐため、ICT 部門の業務継続計画、各業務システム実施手順をはじめ、情報システムの ASP 化・クラウド化・冗長化を図り、大規模自然災害に対する情報システムの機能維持・強化を推進していく。

**目標 4. 経済活動を機能不全に陥らせない**

リスクシナリオ 4-1

サプライチェーンの寸断等による企業の生産力の低下、風評被害、失業・倒産等による地域経済への甚大な影響

●被災企業への支援	(農商工部)
経済・産業	
<p><b>【現状】</b></p> <p>令和元年東日本台風により、郡山中央工業団地の立地企業をはじめ多くの企業・事業者が被災したが、早期復旧・復興に向け、融資、移転補助などの財政支援を実施するとともに、経営相談を実施（2019/11/19～2020/12/25 産業観光部内に経営相談窓口開設、2020/4/1 産業団地室の設置など）している。</p> <p>特に被害が大きかった郡山中央工業団地については、同団地内にサテライトオフィスを開設（2020/1/9～2020/12/25）や、産業団地室を設置（2020/4/1）し、支援策の総合的な案内や関係機関と連絡調整をするとともに、被災企業等を訪問し、要望・相談を伺うなど個別対応型の支援を開始実施した。</p> <p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>大規模災害に伴う経済環境の急変等により、影響を受けた企業に対して金融支援に取り組むと共に、各種支援制度の迅速な情報提供を行う必要がある。</p> <p><b>【強靱化推進方針】</b></p> <p>大規模災害に伴う経済環境の急変等により、影響を受けた企業に対して金融支援に取り組むと共に、各種支援制度の迅速な情報提供を実施していく。</p>	
●中小企業災害対策資金融資	(農商工部)
経済・産業	
<p><b>【現状】</b></p> <p>市内中小企業者が災害（台風・地震等）により事業活動に影響を受けた場合に事業再開と早期の経営安定を図るため、災害対策資金融資、信用保証料補助・利子補助を実施している。</p> <p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>大規模災害に伴う経済環境の急変等により、影響を受けた企業に対して金融支援に取り組むと共に、各種支援制度の迅速な情報提供を行う必要がある。</p> <p><b>【強靱化推進方針】</b></p> <p>大規模災害に伴う経済環境の急変等により、影響を受けた企業に対して金融支援に取り組むと共に、各種支援制度の迅速な情報提供を実施していく。</p>	

●企業BCPの策定にむけての啓発

(農商工部)

経済・産業

【現状】

大規模自然災害時に経済活動の保持・早期回復を早めるため、業務継続計画（BCP）の策定に向け、経済団体と連携して策定に向けた普及啓発活動等を実施している。

【脆弱性評価】

大規模自然災害時に経済活動の保持・早期回復を早めるため、業務継続計画（BCP）の策定に向けた取り組みが必要であり、経済団体と連携して策定に向けた普及啓発活動等を行う必要がある。

【強靱化推進方針】

大規模自然災害時に経済活動の保持・早期回復を早めるため、業務継続計画（BCP）の策定に向けた取り組みが必要であることから、経済団体と連携して策定に向けた普及啓発活動等を推進していく。

●農林業の復旧支援

(農商工部)

農林水産

【現状】

市内農林業者が災害（台風・地震等）により営農活動に影響を受けた場合に復旧支援を行い、早期の営農再開を支援する。

【脆弱性評価】

台風等被害に伴う営農環境の悪化等により、影響を受けた農林業者に対して復旧支援や金融支援に取り組むと共に、農地・森林等の復旧に取り組む必要がある。

【強靱化推進方針】

- ・営農活動を再開する農林業者に対して、被災した農業用の施設や機械等の復旧に要する経費の補助や農地・森林や農業用施設等の復旧を行い、被災した農林業者の速やかな営農再開を支援していく。
- ・令和元年度台風第19号の経験を踏まえ、迅速な復旧のため、関係機関との連携を図り、情報共有・連携対応に係る体制の強化・充実に向けた取組を推進していく。

●農業制度資金利子補給事業

(農商工部)

経済・産業

農林水産

【現状】

農業者が経営安定化や農業生産基盤整備、東日本大震災からの復興・風評対策等で借り入れた制度資金に係る利子補給を行っている。

【脆弱性評価】

大規模自然災害等発生時、JA 福島さくらと協議の上、被災農家に対する利子補給事業創設を検討することとなるため、平時から連携を図り迅速な対応が可能となる体制を構築しておくことが必要である。

【強靱化推進方針】

大規模自然災害等発生時、JA 福島さくらと協議の上、被災農家に対する利子補給事業創設を検討することとなるため、平時から連携を図り迅速な対応が可能となる体制を構築していく。

<p>●ため池放射性物質対策事業</p>	<p>(農商工部)</p>
	<p>農林水産 環境</p>
<p><b>【現状】</b>                  2021（令和3）年度末をもって全67池のため池放射性物質対策事業は完了したが、令和元年東日本台風などの豪雨等による影響から、県内の対策を終えた農業用ため池で、基準値を超える放射性物質が確認された事例を受け、国の再調査・再対策の方針に基づき506池の再調査を行い、5池で基準値を超える放射性物質が確認された。</p> <p><b>【脆弱性評価】</b>                  基準値超過のため池については、対策の必要性や工法の検討のため、詳細な放射性物質調査を実施し、基準値内のため池についても、引き続き豪雨による影響などを注視する必要がある。</p> <p><b>【強靱化推進方針】</b>                  詳細調査の結果、対策が必要と判断されたため池については、下流域への放射性物質の流出防止や、落水時におけるため池周辺の空間線量率の低減などの対策を実施し、生活圏における安心・安全の確保に努める。</p>	
<p>●線量計貸与事業</p>	<p>(環境部)</p>
	<p>環境 リスクコミュニケーション</p>
<p><b>【現状】</b>                  市民に線量計を貸出し、放射線からの不安解消や健康管理を行っている。</p> <p><b>【脆弱性評価】</b>                  除染や自然衰退により市内の放射線量が低減したため、線量計貸与者数は年々減少傾向にあるが、原子力災害発生時、即時に放射線測定できる体制を確保する必要がある。</p> <p><b>【強靱化推進方針】</b>                  原子力災害発生時、即時に放射線測定できるよう、線量計の校正や維持管理を計画的に実施し、貸与事業を継続する。</p>	
<p>●シティプロモーション推進事業</p>	<p>(文化スポーツ観光部)</p>
	<p>経済・産業 デジタル活用</p>
<p><b>【現状】</b>                  市民・民間団体・企業・教育機関・行政がそれぞれ連携し「オール郡山」で郡山の魅力を発信することで様々な価値を呼び込むための体制を構築している。</p> <p><b>【脆弱性評価】</b>                  魅力的なコンテンツ（情報）として発信するために、庁内における情報共有体制の見直しや、伝達の表現方法の工夫、また、官民間わない「オール郡山」の体制で多くの人が郡山に関する情報を発信できるような取組の工夫が必要である。</p> <p><b>【強靱化推進方針】</b>                  大規模自然災害等の発生時においても、様々なプロモーションの方法を駆使して観光客を始めとした交流人口の維持や、関係人口からの積極的な支援を促し、本市産品等の売り上げ減少の抑制を図る</p>	

ための取組を推進していく。

●物産振興事業・観光誘客事業・インバウンド推進事業

(文化スポーツ観光部)

経済・産業

**【現状】**

災害による風評払拭のため、姉妹都市や首都圏の消費者等に対して、物産展や SNS 等を通して各種 PR 活動を実施している。

**【脆弱性評価】**

災害時の風評被害を防ぐため、県中エリアを中心とした広域圏や、国や県、生産・流通に関わる民間事業者との連携を強化し、国内外に正確な情報を積極的に発信する必要がある。

**【強靱化推進方針】**

災害時の風評被害を防ぐため、県中エリアを中心とした広域圏や、国や県、生産・流通に関わる民間事業者との連携を強化し、国内外に正確な情報を積極的に発信する必要がある。

リスクシナリオ 4-2

高圧ガス施設等の火災、爆発に伴う有害物質の大規模拡散・流出

●有害物質の拡散・流出防止対策	(環境部)
	環境
<p><b>【現状】</b></p> <p>「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場へ対して立入調査を実施し、有害物質の拡散・流出防止対策を講じるよう指導を行っている。</p> <p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>令和元年東日本台風の際のシアン化合物等の有害物質の流出事案を踏まえ、洪水浸水想定区域に立地する工場・事業場においては、自然災害発生時に備えた有害物質の拡散・流出防止対策を一層推進する必要がある。</p> <p><b>【強靱化推進方針】</b></p> <p>「化学物質排出把握管理促進法」に基づき公表されている PRTR（化学物質排出移動量届出制度）のデータを活用し、洪水浸水想定区域に立地する工場・事業場へ対して、有害物質の拡散・流出防止対策の推進について指導を強化していく。</p>	
●PCB廃棄物適正処理対策事業	(環境部)
	環境
<p><b>【現状】</b></p> <p>災害等の発生によって、PCB が飛散・流出する事態を防止するためには、PCB 廃棄物保管事業者又は PCB 使用電気工作物等の使用事業者に対し、早期かつ適正な処理並びに処理完了までの間の適正保管を求める指導等を継続するほか、PCB 廃棄物等の存在を知らずに保管している事業者を掘り起こす調査を実施し、新たに判明した PCB 保管等事業者に対しても同様の指導等を行っている。</p> <p><b>【脆弱性評価】</b></p> <p>令和元年度からは、新たに「昭和 53 年 3 月以前に建築された建物に使用されている可能性のある PCB 含有安定器に関する掘り起こし調査」を実施する予定であり、PCB 廃棄物の早期かつ適正な処理並びに処理完了までの間の適正保管を求める指導等を継続していく必要がある。</p> <p><b>【強靱化推進方針】</b></p> <p>PCB 廃棄物適正処理対策として、「昭和 53 年 3 月以前に建築された建物に使用されている可能性のある PCB 含有安定器に関する掘り起こし調査」を実施し、その結果を踏まえて PCB 廃棄物の早期かつ適正な処理並びに処理完了までの間の適正保管を求める指導等を推進していく。</p>	

リスクシナリオ 4-3

食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活や経済活動への甚大な影響

<p>●郡山市総合地方卸売市場の維持管理</p>	<p>(農商工部)</p>
<p>長寿命化・老朽化対策</p>	
<p><b>【現状】</b>                  安定した市場運営を確保するため、保守点検及び設備更新・修繕等により、施設機能を維持している。</p> <p><b>【脆弱性評価】</b>                  開場から 23 年が経過し、経年による建物の劣化や設備の不具合が頻繁化しており、建物及び設備の施設全体の大規模改修が必要な時期が到来している。平時と同様に被災時においても食料の供給を継続するには、施設の機能を常に安定した状態で保つ必要がある。</p> <p><b>【強靱化推進方針】</b>                  施設の機能を維持し被災時の影響を最小限に抑えられるよう、2025 年に策定する施設の長寿命化計画に基づき、近年の被災経験による被害実績も考慮しながら施設の改修等を計画的に推進していく。                  また、施設入場業者の早期の業務復旧が可能となるよう、BCP や災害協定の整備と活用など、ソフトとハードが一体となった施設運営により、防災・減災力の向上を図っていく。</p>	
<p>●多面的機能支払交付金事業</p>	<p>(農商工部)</p>
<p>農林水産</p>	
<p><b>【現状】</b>                  農村地域において、近年、過疎化・高齢化等の進行に伴い、集落機能の低下や共同活動の困難化、また、耕作放棄地の増加等が懸念される中、農業・農村の有する多面的機能（国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等）の維持・発揮を図るための地域の共同活動に対し支援を実施している。</p> <p><b>【脆弱性評価】</b>                  重要な食料生産基盤である農地において、農業従事者の高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加は、食料の安定供給を妨げるとともに、大規模自然災害等発生時に、火災の延焼拡大の原因となり甚大な被害を及ぼす可能性があることから、今後においても、農地・農業用施設の有する多面的機能の適正な維持・発揮を図る取組みを推進する必要がある。</p> <p><b>【強靱化推進方針】</b>                  重要な食料生産基盤である農地において、農業従事者の高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加・拡大を防ぎ、食料の安定供給を図るとともに、大規模自然災害等発生時に、火災の延焼拡大を防ぐ緩衝地帯としての機能を果たすため、農地・農業用施設の有する多面的機能の適正な維持・発揮と、農業経営の安定化・農地整備を促進していく。</p>	

●地域計画事業

(農商工部)

農林水産

【現状】

高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等の農業が抱える課題に向け、農業経営基盤強化促進法等が改正されたことに伴い、今まで作成してきた「人・農地プラン」を土台とし、地域毎の話合いに基づき「地域計画」を作成することとなった。これにより、今まで以上に地域の中心となる農業を担う者の確保や農地中間管理機構による農地集積に必要な取り組みを支援するとともに、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な農業の実現を目指している。

【脆弱性評価】

農業をめぐる環境は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等、本市においても今後の地域農業の課題となっている。今後5年、10年後の集落、地域農業の維持活性化を図るためには、地域の話合いにより農地を健全に保全することが大切であることから、各地区年に1回以上、地域の話合いに基づき、地域計画更新に向けた協議の場を継続して開催することや、事業の周知を図ることなどにより、農地の保全に向けた取り組みを行っていく必要がある。

【強靱化推進方針】

集落、地域農業の維持活性化を図るため、年に1回以上、各地区毎に地域計画更新に向けた説明会を継続して取り組み、事業の周知と理解促進を図り、農地を将来にわたり安定的に引き継ぐため、地域の方々や関係団体等が一体となり、計画の更新を進め、本市の食料等の安定供給体制の強靱化に取り組む。なお、農業振興地域からの除外前にも地域計画の地区除外を行う必要性があり、多い地区で年に4回協議の場を開催する地域もある。

●農業用施設・農道整備事業

(農商工部)

農林水産

【現状】

農業生産性の向上と水害等の未然防止を図るため、農業用施設の整備を進めるとともに、農道を整備し、大型農業機械の移動及び農産物の運搬機能向上と安全で円滑な交通確保を図っている。

【脆弱性評価】

大規模災害時、迅速な復旧・復興のためには、施設関係機関（土地改良区・受益者等）との連携が必要であることから、情報共有・連携対応に係る体制の強化・充実に向けた取組を推進していく必要がある。

【強靱化推進方針】

- ・大規模自然災害等発生時における農地被害の低減と、持続的な農業生産体制を維持していくため、施設関係機関（土地改良区・受益者等）と連携し、適正な管理と計画的な更新を推進していく。
- ・大規模災害時、迅速な復旧・復興のためには、施設関係機関（土地改良区・受益者等）との連携が必要であることから、令和元年度台風第19号の経験を踏まえ、情報共有・連携対応に係る体制の強化・充実に向けた取組を推進していく。

関連する数値指標	現状値	目標値
防災重点農業用ため池実施計画策定箇所数	8箇所(R6)	15箇所(R12)

●強い農業づくり総合支援事業

(農商工部)

農林水産

【現状】

農業は食料の安定供給とともに農地および自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、産業のバランスの取れた発展と豊かでゆとりある生活実現のための役割を果たしている。

【脆弱性評価】

農業をめぐる環境は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、本市においても今後の地域農業の課題となっている。今後5年、10年後の集落、地域農業の維持活性化を図るためには、地域の話合いにより農地を健全に保全することが大切であることから、地域の将来を担う中心経営体の育成・確保を図ることが必要である。

【強靱化推進方針】

産地の収益力強化と持続的な発展のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設の整備等を支援する。

●災害時用備蓄品整備事業(再掲)

(総務部)

行政機能等

【現状】

大規模自然災害等の発生時に迅速かつ確実に備蓄品を配布するため計画的に備蓄の整備・更新を図る。

【脆弱性評価】

近年の災害は、大規模、激甚化しており、大規模災害時、被害が広範囲にわたった場合の備蓄品について計画的な整備等が必要である。このため、広い市域を有している本市においては、大規模自然災害時の様々な被害を想定し、物資供給体制の停滞に陥ることがないように、拠点備蓄庫の増設と必要な備蓄食料数を検討していく必要がある。

【強靱化推進方針】

大規模災害時、被害が広範囲にわたった場合の備蓄品の確保・配布に係る体制の強化を図るとともに、物資供給体制を確保するため、拠点備蓄庫の増設や使用期限が到来する備蓄物資の適切な更新を進め、救援対策の充実を図っていく。

関連する数値指標	現状値	目標値
備蓄食料の配備数	44,450食(R6)	124,554食(R10)

●緊急輸送道路の整備(再掲)

(建設構想部)

交通・物流

【現状】

緊急輸送道路について、平時から安全点検等を行い安全性を確認しておくとともに、自然災害発生時の安全点検に係る実施体制について整備している。また、緊急輸送道路上の街路樹については、倒木により交通の妨げとなる恐れがあるため、災害時における応急対策業務の支援に関する協定を締結している団体との連携を図り、非常時における安全点検等の実施体制を構築している。

**【脆弱性評価】**

緊急輸送道路の点検については、橋梁や大型カルバート（地下道）は5年に1回の法定点検を、法面は10年に1回の自主点検を実施し、道路の重要性を勘案して損傷度が高い施設から修繕を行い、維持管理費用の縮減と通行の安全・安心の確保を図るとともに、施設の最適化を図りながら、長寿命化・更新・統廃合の取り組みを計画的に進めていく必要がある。

**【強靱化推進方針】**

緊急輸送道路や危険度の高い道路法面の防災対策を実施するなど、自然災害発生時の道路機能の維持に向けた取り組みを推進する。

また、迅速な復旧復興のためには、自然災害発災時の初動が重要であることから、緊急輸送道路やJR、国道、NEXCOの安全確認を効率的に実施できる体制を整備していく。

関連する数値指標	現状値	目標値
橋梁法定点検(5年に1回)	184 橋(R6)	440 橋(R8~R10)
大型カルバート法定点検（地下道）(5年に1回)	1 箇所(R2)	1 箇所(R12)
道路防災点検(法面：10年に1回程度)	1 箇所(h27)	1 箇所(R17)

リスクシナリオ 4-4

農地・森林や生態系等の被害、異常濁水等に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下や生産活動への甚大な影響

●鳥獣被害防止対策事業

(農商工部)

農林水産 環境

【現状】

イノシシをはじめとする野生鳥獣が増加していることから、被害防止及び捕獲処分の両面から総合的な有害鳥獣対策を推進している。

【脆弱性評価】

野生鳥獣の生息数が依然として増加傾向であると推測されることから、市町村の区域を超えた広域的な被害防止対策が必要である。

【強靱化推進方針】

野生鳥獣の生息数が依然として増加傾向であると推測されることから、被害防止及び捕獲処分の両面からなる総合的な有害鳥獣対策と市町村の区域を超えた広域的な被害防止対策に取り組んでいく。

関連する数値指標	現状値	目標値
イノシシ捕獲数	377 頭(R6)	500 頭(R9)

●林道整備事業

(建設構想部)

農林水産

【現状】

多面的機能を有する森林の適正な整備及び保全を図るとともに、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要な林道の整備を推進している。

【脆弱性評価】

林道の適切な維持管理のため、草刈、倒木処理、排水施設の点検など、受益者である関係森林所有者や林道近傍居住者等との連携による体制の強化・充実に向けた取組を推進していく必要がある。

【強靱化推進方針】

災害発生の低減のため、管理者である市で行う林道整備と、受益の範囲内で受益者が行う維持管理を明確にしながら適切な維持管理を推進するとともに、大規模災害時などの迅速な復旧を図るため、令和元年東日本台風の経験を踏まえ、受益者等地域住民との情報共有や連携体制強化への取組みを推進する。

●森林経営管理事業

(農商工部)

農林水産 環境

【現状】

林業の採算性の低下などにより、森林の適切な経営や管理が持続的にされない状況の中、森林の有

する多面的機能の発揮が求められていることから、「森林経営管理法」に基づき、意欲と能力のある林業経営者に林業経営の集積・集約化を図り、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化を一体的に推進している。

**【脆弱性評価】**

- ・林業の採算性の低下などにより、森林の適切な経営や管理を持続的に実施することが困難な状況の中、森林所有者等の意向を踏まえ、計画的な事業推進を図る必要がある。
- ・森林所有者の経営意欲の低下に加え、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手不足等が大きな課題となっている。

**【強靱化推進方針】**

- ・森林整備に適した一定程度の面積に係る森林所有者の合意形成や権利・境界の確認、不明森林所有者の公的探索など、必要な条件を整理しながら、森林所有者等の意向を踏まえ、計画的な事業推進に努める。
- ・意欲と能力のある林業経営者へ「つなぐ」仕組みにより、長期的に持続可能な森林の適正管理と担い手の育成確保を推進する。

●森林整備事業

(農商工部)

農林水産 環境

**【現状】**

森林の持つ多面的機能の維持及び増進並びに新たな森林管理システムによる集積及び集約化の推進を図るため、森林経営計画制度に基づき林業経営者が実施する計画的な造林事業に対し、令和3年度から補助を行っている。

**【脆弱性評価】**

- ・森林所有者の経営意欲の低下に加え、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手不足等が大きな課題となっている。
- ・森林経営計画の作成が煩雑で、作成できる事業者が限られている。

**【強靱化推進方針】**

効率的な森林経営を実施するため、森林所有者及び境界の明確化を図り、森林の集積・経営の集約化を促進し、森林の持つ多面的機能の維持及び増進に努める。

●農村地域防災減災事業

(農商工部)

農林水産

**【現状】**

第1次国土強靱化実施中期計画において、農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組の一つである田んぼダムの取組の推進が位置付けられた。

田んぼダムの取組の効果を十分に発揮させるためには、地域の共同活動により維持管理されている農地周りの農業用排水施設の機能が適切に発揮されている必要がある。

**【脆弱性評価】**

地域の共同活動により維持管理されている農地周りの農業用排水施設の機能が適切に発揮されるた

め、その補修・更新等を行う防災・減災対策を加速する必要がある。

**【強靱化推進方針】**

地域の共同活動による農業用排水施設の補修・更新等に努める。

●多面的機能支払交付金事業(再掲)

(農商工部)

農林水産

**【現状】**

農村地域において、近年、過疎化・高齢化等の進行に伴い、集落機能の低下や共同活動の困難化、また、耕作放棄地の増加等が懸念される中、農業・農村の有する多面的機能（国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等）の維持・発揮を図るための地域の共同活動に対し支援を実施している。

**【脆弱性評価】**

重要な食料生産基盤である農地において、農業従事者の高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加は、食料の安定供給を妨げるとともに、大規模自然災害等発生時に、火災の延焼拡大の原因となり甚大な被害を及ぼす可能性があることから、今後においても、農地・農業用施設の有する多面的機能の適正な維持・発揮を図る取組みを推進する必要がある。

**【強靱化推進方針】**

重要な食料生産基盤である農地において、農業従事者の高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加・拡大を防ぎ、食料の安定供給を図るとともに、大規模自然災害等発生時に、火災の延焼拡大を防ぐ緩衝地帯としての機能を果たすため、農地・農業用施設の有する多面的機能の適正な維持・発揮と、農業経営の安定化・農地整備を促進していく。

●地域計画事業(再掲)

(農商工部)

農林水産

**【現状】**

高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等の農業が抱える課題に向け、農業経営基盤強化促進法等が改正されたことに伴い、今まで作成してきた「人・農地プラン」を土台とし、地域毎の話合いに基づき「地域計画」を作成することとなった。これにより、今まで以上に地域の中心となる農業を担う者の確保や農地中間管理機構による農地集積に必要な取組みを支援するとともに、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な農業の実現を目指している。

**【脆弱性評価】**

農業をめぐる環境は、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等、本市においても今後の地域農業の課題となっている。今後5年、10年後の集落、地域農業の維持活性化を図るためには、地域の話合いにより農地を健全に保全することが大切であることから、各地区年に1回以上、地域の話合いに基づき、地域計画更新に向けた協議の場を継続して開催することや、事業の周知を図ることなどにより、農地の保全に向けた取組みを行っていく必要がある。

**【強靱化推進方針】**

集落、地域農業の維持活性化を図るため、年に1回以上、地区毎に地域計画更新に向けた説明会を継

続して取り組み、事業の周知と理解促進を図り、農地を将来にわたり安定的に引き継ぐため、地域の方々や関係団体等が一体となり、計画の更新を進め、本市の食料等の安定供給体制の強靱化に取り組む。なお、農業振興地域からの除外前にも地域計画の地区除外を行う必要性があり、多い地区で年に4回協議の場を開催する地域もある。

● 農業用施設・農道整備(再掲)

(農商工部)

農林水産

【現状】

農業生産性の向上と水害等の未然防止を図るため、農業用施設の整備を進めるとともに、農道を整備し、大型農業機械の移動及び農産物の運搬機能向上と安全で円滑な交通確保を図っている。

【脆弱性評価】

大規模災害時、迅速な復旧・復興のためには、施設関係機関（土地改良区・受益者等）との連携が必要であることから、情報共有・連携対応に係る体制の強化・充実にに向けた取組を推進していく必要がある。

【強靱化推進方針】

- ・大規模自然災害等発生時における農地被害の低減と、持続的な農業生産体制を維持していくため、施設関係機関（土地改良区・受益者等）と連携し、適正な管理と計画的な更新を推進していく。
- ・大規模災害時、迅速な復旧・復興のためには、施設関係機関（土地改良区・受益者等）との連携が必要であることから、令和元年度台風第19号の経験を踏まえ、情報共有・連携対応に係る体制の強化・充実にに向けた取組を推進していく。

関連する数値指標	現状値	目標値
防災重点農業用ため池実施計画策定箇所数	8箇所(R6)	15箇所(R12)

**目標 5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる**

リスクシナリオ 5-1

災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

<b>●防災情報発信事業</b>	(総務部)
	<div style="display: inline-block; background-color: #4CAF50; color: white; padding: 2px 5px;">ライフライン・情報通信</div> <div style="display: inline-block; background-color: #4CAF50; color: white; padding: 2px 5px; margin-left: 10px;">デジタル活用</div>
<p><b>【現状】</b></p> <p>災害発生時は、災害情報や避難情報等を確実に市民へ伝達する必要があるため、多様な手段（防災 Web サイト、防災タウンページ、X (旧 Twitter)、Facebook、防災メールマガジン、コミュニティ FM、電話ガイダンス、防災行政無線、Lアラートの運用、緊急速報メール等）で一斉に情報伝達するシステムを整備・運用している。</p> <p><b>【脆弱性評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平常時は配信する内容の充実を図るとともに、災害時は情報を整理の上、迅速かつ正確な配信に努める必要がある。また、登録者数の増加を図るため、周知の機会を増やすとともに、令和元年度台風第 19 号の経験を踏まえ、災害情報伝達手段の見直しを図り、防災情報の発信力を強化することにより、市民の防災意識の向上を図り、市民総参加による地域防災力の強化を推進していく必要がある。</li> <li>・令和元年度台風第 19 号の経験から、大規模自然災害等の発生時には、本市 HP へのアクセスが集中し、閲覧しにくい状況となり、さらには HP サーバーがダウンする可能性が想定される。</li> </ul> <p><b>【強靱化推進方針】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度台風第 19 号の経験を踏まえ、大規模自然災害等による被害の未然防止と被害拡大を防ぐため、テレビやラジオ、WEB サイトや衛星携帯電話、Jアラート、Lアラート、Em-Net 等、多様なメディアを活用し災害時の情報を市民や関係機関に迅速に発信する情報発信体制の拡充に向けた取組を推進していく。</li> <li>・令和元年度台風第 19 号の経験を踏まえ、市民に避難指示等の防災情報を確実に伝達するため、登録制メール「防災こおりやま」や、SNS などを利用した情報伝達手段の多重化・複数化の更なる推進を図っていく。</li> <li>・令和元年度台風第 19 号の経験を踏まえ、情報通信手段の多重化・複数化を図っていくとともに、HP サーバーの負荷低減に向けた対策を検討していく。</li> </ul>	
<b>●通信手段の迅速化</b>	(総務部)
	<div style="display: inline-block; background-color: #4CAF50; color: white; padding: 2px 5px;">ライフライン・情報通信</div> <div style="display: inline-block; background-color: #4CAF50; color: white; padding: 2px 5px; margin-left: 10px;">デジタル活用</div>
<p><b>【現状】</b></p> <p>全国瞬時警報システム（Jアラート）から提供される気象情報や国民保護情報をはじめ、市内で発生した災害情報や避難情報等を市民へ様々な手段で迅速に伝達するため、平成 29 年度から平成 30 年度</p>	

にかけて、防災行政無線や登録制メール、ウェブサイト、緊急速報メール等により一斉に配信可能な「郡山市防災情報伝達システム」を整備した。

**【脆弱性評価】**

「郡山市防災情報伝達システム」の適切な維持管理、情報配信体制の構築を行うとともに、さらなる情報配信の多様化・強度化にむけて取り組んでいく必要がある。

**【強靱化推進方針】**

令和8年度に予定されている全国瞬時警報システム（Jアラート）のシステム更改に対応した新型受信機への更新や、さらなる情報配信の多様化・強度化にむけて、新たな情報配信システムの構築に取り組んでいく。

●各種防災訓練への参加

(総務部)

行政機能等

リスクコミュニケーション

**【現状】**

広域な大規模自然災害が発生した場合であっても迅速かつ的確な災害対応を実現するため、国・県・市町村のほか、県内の関係機関・各種団体等と連携して様々な避難訓練や情報伝達訓練を行っている。

**【脆弱性評価】**

広域的な防災訓練への参加で得られた知見や、関係団体との連携力を活かし、本市における災害対応に関して必要な見直しを積み重ね、防災力の向上に向けた取組みを推進していく必要がある。

**【強靱化推進方針】**

広域的な防災訓練への参加で得られた知見や、関係団体との連携力を活かし、本市における災害対応に関して必要な見直しを積み重ね、防災力の向上に向けた取組みを推進していく。

●自主防災組織活動支援事業

(総務部)

リスクコミュニケーション

**【現状】**

各地区の防災体制を強化するため、自主防災組織の活動に対して補助金交付により支援を行う。さらに、地域住民同士が協力して作成する「地区防災マップ」への支援を行い、地域防災力の向上を図っている。

**【脆弱性評価】**

自主防災組織については、いずれの地区も高齢化や後継者不足等が課題となっており、さらなる普及啓発や活動の充実等により、特に若い世代の地域活動への参加を促していくとともに、郡山市総合防災訓練への参加だけでなく、各地区での防災訓練実施を呼びかけ、地域防災力の向上を図る必要がある。

**【強靱化推進方針】**

本市の自主防災組織率は100%であるが、さらなる地域防災力の充実を図るため、自主防災組織の訓練実施率を向上させていくとともに、地域住民・関係機関・団体と連携し作成する「地区防災マップ」への積極的な支援を行い、自主防災組織の更なるレベルアップと地域防災力の向上に向けた取組みを推進する。

●観光地整備事業

(文化スポーツ観光部)

ライフライン・情報通信

【現状】

災害発生以降、災害の危険性がなくなるまで滞在し避難生活を送る避難所・避難場所（防災拠点）もしくは被災場所として想定され、災害対応の強化が望まれる公的な拠点（観光拠点）に対して、外国人観光客が利用しやすいWi-Fi環境等を整備している。

【脆弱性評価】

Wi-Fi環境整備により、観光客及び市民の利便性が向上していると考えられる。大規模自然災害等発生時には、安否確認等を始めとしたライフラインとして活用が見込まれることから、利用者数の増加のため、周知啓発を図っていく必要がある。

【強靱化推進方針】

観光客及び外国人観光客の安全・安心の確保と安全かつ迅速な避難のため、市内観光地におけるWi-Fi環境の整備拡大等、災害情報の伝達体制を強化していく。

●避難行動要支援者支援体制管理事業

(保健福祉部)

保健医療・福祉

リスクコミュニケーション

【現状】

本人等からの申請により、要支援者の避難支援に必要な情報を台帳に登載するとともに、民生委員、町内会、自主防災組織等の地域支援者や、警察署、消防本部等の関係機関へ情報提供し、共有することにより、避難所までの支援体制を整備している。

【脆弱性評価】

年に一度、民生委員、町内会、自主防災組織等の地域支援者や、警察署、消防本部等の関係機関に避難行動要支援者名簿を配布しているが登録者数はほぼ横ばいの状況である。制度利用は任意であるため、新規対象者に対して勧奨通知を送付するなど、制度の周知に向けた取り組みを推進していく必要がある。

【強靱化推進方針】

民生委員、町内会、自主防災組織等の地域支援者や、警察署、消防本部等の関係機関に避難行動要支援者名簿を配布するとともに、新規対象者に対して勧奨通知を送付するなど、地域との連携による支援体制を整備していく。

●避難行動要支援者避難支援体制整備業務に係るシステム化

(保健福祉部)

保健医療福祉

デジタル活用

【現状】

大規模自然災害時における迅速な対応を可能にするため、避難行動要支援者について、個別避難計画の作成が努力義務化した。これに伴い、避難行動要支援者名簿管理の効率化及び地図情報を活用した個別避難計画を作成する為に必要となる新規システムを令和5年度より導入することで、効率的かつ効果的な避難支援を推進する。

【脆弱性評価】

要支援者の情報登録・更新と要支援者に対する支援者・民生委員等との協力体制の管理、作成された個別避難計画の共有等、地域の支援者や関係者と連携し、要支援者に対する支援活動を円滑に実施できる体制を整備していく必要がある。

**【強靱化推進方針】**

避難行動要支援者制度に関する新たなシステムを導入することにより、要支援者の情報管理や、関係機関及び要支援者に対する支援者との個別避難計画の共有化を図り、地域の支援者や関係機関と連携した支援体制の構築に向けて取り組んでいく。

●多文化共生推進事業

(市民部)

リスクコミュニケーション

**【現状】**

外国出身者が地域の生活者として安全安心に暮らし続けることができるようにするため、外国人住民等の利便性の向上を図ります。

**【脆弱性評価】**

大規模自然災害等発生時において、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が安全かつ迅速に避難できるよう、必要な安全確保対策に取り組んでいく必要がある。

**【強靱化推進方針】**

大規模自然災害等発生時において、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が迅速かつ的確な避難行動を行えるよう、やさしい日本語(※)や多言語による情報提供や、外国人を含めた防災訓練・防災教育等を実施するなど、防災意識の啓発や支援を推進していく。

※「優しい、易しい」を掛け合わせた、外国人にも分かりやすい日本語のこと。

●福島県総合防災情報ネットワークの整備

(総務部)

ライフライン・情報通信

デジタル活用

**【現状】**

民間通信事業者の回線が停止した場合においても、福島県をはじめ市町村や関係防災機関等との情報連携の手段として、福島県総合防災情報ネットワークを整備することで衛星系と地上系の通信回線を確保し、音声やFAXによる災害情報等の様々な情報の受伝達が行える体制を構築している。

**【脆弱性評価】**

民間通信事業者の回線が停止した場合においても、福島県をはじめ市町村や関係防災機関等との情報連携の手段として、福島県総合防災情報ネットワークの整備により、防災・行政情報に関する通信機能の強化及び効率的な伝達に貢献しており、大規模自然災害等発生時においても機能が喪失されないよう、適切な時期に点検を行う等、システムの維持管理を行っていく必要がある。

**【強靱化推進方針】**

民間通信事業者の回線が停止した場合においても、福島県をはじめ市町村や関係防災機関等との情報連携の手段として、福島県総合防災情報ネットワークの整備により、防災・行政情報に関する通信機能の強化及び効率的な伝達に貢献しており、大規模自然災害等発生時においても機能が喪失されないよう、適切な時期に点検を行う等、システムの維持管理を行っていく。

●情報システム運営事業（市民向け Wi-Fi 環境整備）

（政策開発部）

ライフライン・情報通信

デジタル活用

【現状】

PC やタブレット端末等の普及に伴い、市民が集う窓口や施設等に Wi-Fi 拠点の整備を行っている。

【脆弱性評価】

Wi-Fi 環境整備により、アクセス数は確実に増加しており、市民の利用頻度が確実に増加していると考えられる。Wi-Fi 環境整備により、大規模自然災害等発生時には安否確認等を始めとしたライフラインとして活用が見込まれることから、利用者数の増加のため、一層の効率性向上を図っていく必要がある。

【強靱化推進方針】

Wi-Fi 環境整備により、アクセス数は確実に増加しており、市民の利用頻度が確実に増加していると考えられる。Wi-Fi 環境整備により、大規模自然災害等発生時には安否確認等を始めとしたライフラインとして活用が見込まれることから、利用者数の増加のため、グローバルスタンダードに対応したインバウンド受け入れ態勢の推進を踏まえた環境整備及び環境の広報等を行い、より一層の効率性向上に向けた取り組みを推進していく。

関連する数値指標	現状値	目標値
Wi-Fi 環境整備箇所数	96 か所 (R6)	98 か所 (R8)
Wi-Fi アクセス数	1,127,730 件 (R6)	1,150,000 件 (R8)

●無電柱化促進事業(再掲)

（建設構想部）

交通・物流

ライフライン・情報通信

【現状】

大規模自然災害等発生時、電柱の倒壊が懸念されており、交通障害やライフラインの供給停止の長期化を防ぐとともに、更には安全・円滑な交通、景観形成・観光振興等に寄与する道路空間を確保するため無電柱化を推進している。

【脆弱性評価】

大規模自然災害等が発生した場合、電柱の倒壊等による交通障害の発生や、ライフラインの供給停止長期化のリスクを最小化するなど防災性の向上を図るとともに、安全・円滑な道路空間の確保及び良好な景観の向上のため、電線事業者との情報共有と連携強化を図り、引き続き無電柱化への取り組みを推進していく必要がある。

【強靱化推進方針】

電柱の倒壊等による交通障害の発生やライフラインの供給停止長期化のリスクを最小化するなど防災性の向上を図るとともに安全・円滑な道路空間の確保及び良好な景観の向上のため、電線事業者との情報共有と連携強化を図り、国や県の無電柱化推進に向けた動向や、緊急輸送路、防災拠点の見直しを踏まえ、無電柱化を推進する。

関連する数値指標	現状値	目標値
市道の無電柱化した路線延長	6.42km (R6)	6.72km (R8)

●防災啓発事業（再掲）

（総務部）

リスクコミュニケーション

【現状】

総合防災訓練の実施、啓発用資料の作成配布、出前講座の実施、体験活動の実施など、応急対応訓練や啓発事業を行うことにより、市民一人ひとりの災害対応能力の向上と防災意識を高める取り組みを実施している。

【脆弱性評価】

・総合防災訓練については、訓練会場が小学校であることから、児童とその保護者は一定数の参加が見込めるが、高齢者等の要配慮者の参加が少ないため、地元の団体及び支援者（町内会、自主防災組織、消防団、民生員等）への協力要請等により、要配慮者の参加を促していく必要がある。また、若年層の参加を促すため、専門学校等への協力要請により、若年層の参加を促していく必要がある。多様な視点を踏まえた、実効性のある市民参加型の訓練内容を検討する必要がある。

・出前講座については、市全域を対象に周知しており、年々申込者が増加しているものの、若年層の割合が極めて低いことから、学校等への積極的な実施の働きかけ、連携を行うなど更なる申込者の増加を図り、市民全体の防災意識の高揚と地域防災力の向上を促進していく必要がある。

・災害による被害を未然に、または最小限に防ぎ、安全で安心なまちづくりを進めるためには、行政機関等による「公助」とともに、自分と家族の安全は自分で守る「自助」の取り組みと、地域住民が手を取り助け合う「共助」の連携が重要であることから、郡山市総合防災訓練をはじめ、防災出前講座や市防災 Web サイト・防災ハンドブックや広報誌等のあらゆる手段・機会を通じて「自助」・「共助」に関する周知と啓発を行っていく必要がある。

【強靱化推進方針】

災害による被害を未然に、または最小限に防ぎ、安全で安心なまちづくりを進めるためには、行政機関等による「公助」とともに、自分と家族の安全は自分で守る「自助」の取り組みと、地域住民が手を取り助け合う「共助」の連携が重要であることから、「自助」の取組みである家庭等における備蓄の推進等の事前の備え、「共助」としての地域住民の連携を図る取り組み等を、全市一斉の郡山市総合防災訓練をはじめ、防災出前講座や市 Web サイト・防災ハンドブックや広報誌等のあらゆる手段・機会を通じて「自助」・「共助」に関する周知と啓発を行い、防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図っていく。

リスクシナリオ 5-2

ライフライン(電気・ガス・石油等のエネルギー供給等)の長期間・大規模にわたる機能停止

●新エネルギー普及促進事業		(環境部)
		ライフライン・情報通信
<b>【現状】</b>		
<p>家庭・企業における二酸化炭素排出量の削減と大規模災害発生時のレジリエンス強化を目的に、自立・分散型の電力創出・供給システムの導入を「郡山市エネルギー 3R 推進事業補助金」により支援し、エネルギー供給源の多様化を実施している。</p>		
<b>【脆弱性評価】</b>		
<p>一般家庭及び民間施設における電力停止は、災害時に混乱を招く恐れがあり、対応全般に影響を及ぼすものであることから、大規模災害発生時において必要な電力を確保するため、自立・分散型の自家消費可能な電力創出・供給システムの導入をサポートし、地域のレジリエンスの強化を進めていく必要がある。</p>		
<b>【強靱化推進方針】</b>		
<p>大規模災害発生時において市域における必要な電力供給を確保するため、再生可能エネルギーをはじめとした自立・分散型の自家消費可能な電力創出・供給システム導入をサポートし、地域のレジリエンスの強化を進めていく。</p>		
関連する数値指標	現状値	目標値
市内のエネルギー消費量に占める再生可能エネルギー発電量の割合	19% (R3)	50% (R12)

リスクシナリオ 5-3

上下水道施設の長期間にわたる機能停止

●浄水場施設更新事業

(上下水道局)

ライフライン・情報通信

長寿命化・老朽化対策

【現状】

大規模自然災害（地震・土砂災害など）において、管理施設の被災による浄水処理および送水の機能停止等が発生しないよう耐震化等を図っている。

【脆弱性評価】

大規模自然災害等発生時の給水拠点にもなる浄水施設や配水施設等の現状を的確に把握し、耐震化を踏まえた計画的かつ効果的な施設整備を促進するとともに、適宜点検・調査を実施し、その結果を踏まえた効率的な修繕等により施設の長寿命化を図るなど、安定した水道水の供給に向けた取り組みを推進していく必要がある。

【強靱化推進方針】

大規模自然災害等発生時の給水拠点にもなる浄水施設や配水施設等の現状を的確に把握し、耐震化を踏まえた計画的かつ効果的な施設整備を促進するとともに、適宜点検・調査を実施し、その結果を踏まえた効率的な修繕等により施設の長寿命化を図るなど、安定した水道水の供給に向けた取り組みを推進していく。

関連する数値指標	現状値	目標値
管理施設の耐震化率（浄水施設）	40.7% (R6)	46% (R11)

●配水幹線更新事業、配水管網整備事業

(上下水道局)

ライフライン・情報通信

長寿命化・老朽化対策

【現状】

水道水の安定供給の向上を図るため、耐震化を踏まえた老朽管の更新及び配水管網の整備を計画的に行っている。

【脆弱性評価】

大規模視線災害等発生時においても、平常時と同じ給水を可能とするため、水道水を供給する主要な管路（配水幹線）等の現状を的確に把握し、耐震化を踏まえた計画的かつ効果的な施設整備を促進するとともに、適宜点検・調査を実施し、その結果を踏まえた効率的な修繕等により施設の長寿命化を図るなど、安定した水道水の供給に向けた取り組みを推進していく必要がある。

【強靱化推進方針】

水道水を供給する主要な管路（配水幹線）等の現状（優先順位や、管種ごと更新費用の平準化、水需要に見合った適切な施設規模の検証）の把握と、点検・調査等の結果を踏まえた効率的な修繕等により施設の長寿命化を図るとともに、併せて耐震化を実施し、災害耐性のある水道水の供給に向けた取組

みを推進していく。

関連する数値指標	現状値	目標値
管路の耐震化率（基幹管路）	62.1% (R6)	65% (R11)
管路の耐震化率（管路）	17.9% (R6)	21.3% (R11)

●下水道施設長寿命化・管路整備事業 (上下水道局)

ライフライン・情報通信

長寿命化・老朽化対策

【現状】

下水道施設・管路の老朽化による事故等の未然防止及びライフサイクルコストの低減を推進するため、「郡山市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設及び管路の持続的な機能確保を含めた長寿命化・耐震化等を図る計画的な改築を実施している

【脆弱性評価】

安定した下水道施設の機能を維持し衛生環境を良好に保つため、管渠やポンプ場等をはじめとした下水道施設の計画的な点検・調査を行っており、その結果を踏まえ、修繕等による長寿命化と耐震補強を実施している。大規模自然災害発生時における管渠や下水道施設の信頼性及び安全性を確保するため、引き続き、適切な維持管理と計画的な長寿命化・耐震化や、令和元年東日本台風による浸水被害を踏まえた浸水対策についても対応していく必要がある。

【強靱化推進方針】

大規模自然災害発生時における管渠や下水道施設の信頼性及び安全性を確保するため、整備計画に基づいた計画的かつ効率的な更新・改築・修繕を実施するとともに、更新・改築等に合わせた施設及び管路の耐震化及び浸水対策を推進していく。

関連する数値指標	現状値	目標値
下水道施設耐震化率	2/9 施設 (R6)	3/9 施設 (R11)
管路耐震化率	41.7% (R6)	43% (R11)

●応急対策施設の整備 (上下水道局)

行政機能等

ライフライン・情報通信

【現状】

非常災害用設備として、水道事業では、災害時等で万一給水ができない場合でも、飲料水を確保することができる「耐震性貯水槽」を市内 15 か所の公園等の地下に設置しています。また、下水道事業では、緊急時の消防用水として、せせらぎこみちに雨水貯留水を利活用できる体制を整備している。

【脆弱性評価】

大規模自然災害等発生時における非常災害用設備として、災害時等で万一給水ができない場合でも、飲料水を確保することができる「耐震性貯水槽」及び緊急時の消防用水として、せせらぎこみちに雨水貯留水を利活用できる体制を整備しているが、引き続きこれらの設備について維持管理等を行い、発生時における実効性を高めておく必要がある。

**【強靱化推進方針】**

大規模自然災害等発生時における非常災害用設備として、災害時等で万一給水ができない場合でも、飲料水を確保することができる「耐震性貯水槽」及び緊急時の消防用水として、せせらぎこみちに雨水貯留水を利活用できる体制を整備しているが、引き続き非常用設備について適正な維持管理等を行うとともに、市民参加型の耐震性貯水槽操作訓練の定期的な開催を実施することにより、発災時における非常用設備の利活用に係る実効性を向上させていく。

関連する数値指標	現状値	目標値
耐震性貯水槽操作訓練実施回数	6回(R6)	10回(R11)

**●危機管理体制の充実** (上下水道局)

行政機能等      ライフライン・情報通信

**【現状】**

大規模自然災害等発生時において、上下水道施設の被災による機能停止が発生した場合に備え、短期間で復旧できる体制を整備するとともに、被害が広範囲に及んだ場合の受援体制を構築している。

**【脆弱性評価】**

今後とも、上下水道を取り巻く社会情勢や環境の変化等に応じて業務継続計画を定期的に見直し、発災時等に迅速に対応できるよう高い危機管理能力を備えた職員の養成に努めるとともに、関係機関や関連事業者との連携や他事業者からの受援による対応体制の強化を図っていく必要がある。

**【強靱化推進方針】**

上下水道を取り巻く社会情勢や環境の変化等に応じて業務継続計画を定期的に見直し、発災時等に迅速に対応できる高い危機管理能力を備えた職員の養成に努めるとともに、関係機関や関連事業者との連携による対応体制の強化や災害時の支援・協力体制の構築、他事業者からの受援体制の構築、大規模自然災害等に対する訓練の定期的な実施、緊急時に必要な各種資機材の備蓄と整備を行い、発災時の市民生活への影響が最小限となる取組みを推進していく。

**●浄化槽設置整備事業** (上下水道局)

住宅・都市      環境

**【現状】**

公共下水道等の整備が見込まれない区域において、水質汚濁の防止及び公衆衛生の向上を図るため、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換に対して、設置費及び撤去費並びに宅内配管工事費の一部を補助し、災害に強く早期に復旧可能な合併処理浄化槽の普及促進を図っている。

**【脆弱性評価】**

災害時は、汚水処理機能を確保し公衆衛生及び生活環境の保全を図る必要があるため、避難所及び防災拠点に設置される浄化槽の緊急点検や、場合によっては、被災した浄化槽の補修工事等の応急復旧が必要となる。

**【強靱化推進方針】**

合併処理浄化槽は個別処理のため、長い管渠が不要であり、地震などの災害に強いという特徴があ

ることから、下水道等処理区域外における設置及び適正管理に関する啓発を行い、災害時における生活排水の公共用水域への流出防止を図っていく。また、避難所等の浄化槽の緊急点検や応急復旧等に関し、福島県と公益社団法人福島県浄化槽協会が締結した協定を活用するなど、生活環境の改善を図っていく。

関連する数値指標	現状値	目標値
合併処理浄化槽人口	53,055 人(R5)	57,700 人(R12)

●郡山市下水道業務継続計画（BCP）の適切な見直し （上下水道局）

行政機能等

【現状】

東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復するため、「郡山市下水道業務継続計画（下水道BCP）」を策定し、災害発生時の対応手順の定着と確実な実行に向けた取組みを推進している。

【脆弱性評価】

大規模自然災害等発生時における下水道機能の継続・早期回復のため、上下水道を取り巻く環境の変化等に応じたBCPの見直しと、職員の意識や理解の醸成、災害等発生時の実効性を高める取組みを推進していく必要がある。

【強靱化推進方針】

大規模自然災害等発生時における下水道機能の継続・早期回復のため、上下水道を取り巻く環境の変化等を踏まえ、定期的に見直しを行うとともに、発災時に迅速に対応できる高い危機管理能力を備えた職員の養成に努めていく。

●簡易水道施設の防災・減災対策 （上下水道局）

ライフライン・情報通信

長寿命化・老朽化対策

【現状】

大規模自然災害発生時においても、簡易水道による給水機能を確保するため、簡易水道施設（管路や配水池、水源地など）の耐震化や更新、適切な維持管理を計画的に推進している。

【脆弱性評価】

管路の耐震化適合率が2.6%と低く、簡易水道施設全体の老朽化も進んでおり、計画的な改修、更新を行っていく必要がある。

【強靱化推進方針】

管路の耐震化適合率が2.6%と低く、簡易水道施設全体の老朽化も進んでおり、計画的な改修、更新を行い、持続的な給水を確保していく。

●非常用電源の確保 （上下水道局）

ライフライン・情報通信

環境

【現状】

下水道管理センター、湖南浄化センター、雨水ポンプ場5施設、汚水中継ポンプ場3施設において非

常用電源を設置し、大規模自然災害発生時における機能の維持を図っている。

**【脆弱性評価】**

雨水ポンプ場、汚水中継ポンプ場、下水処理施設等の下水道施設及び高圧受電設備を備えた農業集落排水処理施設において、大規模自然災害等発生時の電力供給停止を想定し、更なる非常用電源の確保を推進していく必要がある。

**【強靱化推進方針】**

大規模自然災害等発生時における下水道施設の信頼性及び安全性を確保するため、非常用電源の設置を推進していく。

**● 下水道施設耐水化事業**

(上下水道局)

ライフライン・情報通信

**【現状】**

国で令和元年東日本台風で河川からの氾濫や内水氾濫の発生により下水道施設が浸水し、市民生活に多大な影響を与えたことをきっかけに令和元年12月に下水道施設の耐水化の推進、早期の安全度の向上等の提言がまとめられた。

災害時に浸水被害の恐れのある下水道施設について、被害の軽減を図るために市内7箇所の処理場及びポンプ場の耐水化が必要であることから事業に着手して整備している。

**【脆弱性評価】**

安定した下水道施設の機能を維持し衛生環境を良好に保つため、処理場やポンプ場等をはじめとした下水道施設の修繕等による耐水補強を実施している。大規模自然災害発生時における下水道施設の安全性を確保するため、引き続き、適切な維持管理と計画的な耐水化や、令和元年東日本台風による浸水被害を踏まえた浸水対策についても対応していく必要がある。

**【強靱化推進方針】**

大規模自然災害発生時における管渠や下水道施設の信頼性及び安全性を確保するため、計画的かつ効率的な修繕を実施するとともに、施設の耐水化及び浸水対策を推進していく。

関連する数値指標	現状値	目標値
下水道施設耐水化率	2/7 施設(R7)	7/7 施設(R9)

リスクシナリオ 5-4

地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

●幹線道路・環状線等整備事業(再掲)		(建設構想部)
		交通・物流
<p><b>【現状】</b>                  緊急輸送ネットワークの機能強化及び安全・円滑な道路交通や地域間のアクセス向上を図るため、幹線道路・環状道路等の都市計画道路の整備を進めている。</p> <p><b>【脆弱性評価】</b>                  大規模自然災害発生時における復旧・復興においては、迅速な物資輸送や人的支援をはじめとした緊急輸送ネットワークや安全・円滑な道路交通の確保が重要であることから、幹線道路・環状道路等の整備を推進する必要がある。</p> <p><b>【強靱化推進方針】</b>                  大規模自然災害発生時においても迅速な物資輸送や人的支援を始めとした緊急輸送ネットワークや、安全・安心な道路交通の確保により、迅速な復旧・復興を可能とするため、継続して幹線道路・環状道路等の整備を行っていく。</p>		
関連する数値指標	現状値(R6)	目標値(R8)
①整備延長 ②進捗率(事業費ベース)		
内環状線	①660m ②84.0%	①1,160m ② 90.0%
東部幹線(富久山工区)	① 0m ②71.0%	①185m ②100.0%
東部幹線(桜木工区)	①100m ②69.0%	①340m ② 70.0%
笹川大善寺線(暫定2車線)	①347m ②68.0%	①347m ② 68.0%
大田2号線	①400m ②65.0%	①500m ② 95.0%
小川笹川一丁目線(暫定2車線)	①1200m ②50.0%	①1200m ② 60.0%
麓山一丁目久保田線	① 0m ②63.3%	①250m ②100.0%
伊賀河原西柳作線	① 0m ② 4.0%	①790m ② 26.2%
●交通渋滞対策事業(ハード施策)		(建設構想部)
		交通・物流
<p><b>【現状】</b>                  市内の主要渋滞箇所について、国や県、警察関係機関と連携のもと、渋滞緩和対策に関する調査・研究を行うとともに、円滑な交通を確保するため、必要に応じて対策工事を実施している。</p> <p><b>【脆弱性評価】</b>                  大規模自然災害発生時における、迅速な物資輸送や人的支援をはじめとした緊急輸送ネットワークの機能強化及び安全・円滑な道路交通や地域間のアクセス向上を図るため、国や県、警察等との関係機</p>		

関と協議を重ね、円滑な交通環境を確保する必要がある。

**【強靱化推進方針】**

大規模自然災害発生時における、迅速な物資輸送や人的支援をはじめとした緊急輸送ネットワークの機能強化及び安全・円滑な道路交通や地域間のアクセス向上を図るため、市内の混雑箇所について調査研究を行うとともに、国や県、警察等との関係機関と協議を重ね、円滑な交通環境を確保していく。

●災害に強い交通ネットワークの構築 (都市構想部)

交通・物流

**【現状】**

災害にも強い交通体系の構築に配慮しながら、地域の実状にあった、デマンド交通などの交通システムの構築や交通結節点の機能強化、さらには、本市の広域性を考慮した道路網整備等の施策を重点的に推進するほか、自動車から他の交通手段への転換に向けた意識啓発等に取り組むことで、”すべての人が安心して円滑に移動できるまち”の実現を目指している。

**【脆弱性評価】**

公共交通（バス、乗合タクシー、鉄道、空港）においては、災害時の救援に係る物資等の輸送や住民避難の輸送手段として重要であるとともに、地域生活の足として必要な生活基盤であることから、県や近隣市町村と連携しながら各交通機関の利用促進に努め、交通網の維持確保を図る必要がある。

**【強靱化推進方針】**

公共交通（バス、乗合タクシー、鉄道、空港）においては、災害時の救援に係る物資等の輸送や住民避難の輸送手段として重要であるとともに、地域生活の足として必要な生活基盤であることから、県や近隣市町村と連携しながら各交通機関の利用促進に努め、交通網の維持確保を図っていく。

●通学路安全対策事業 (建設構想部)

交通・物流    リスクコミュニケーション

**【現状】**

登下校中の児童を巻きこむ悲惨な交通事故が全国で多発したことを受け、「郡山市通学路安全プログラム」に基づき、通学路における危険箇所について関係者との合同点検により、道路整備や交通安全施設の整備を実施している。

**【脆弱性評価】**

災害発生時における通学路の安全を確保するため、道路や交通安全施設の整備を推進するとともに、道路の健全性の確保や安全施設の改善を図りながら、維持管理を行っていく必要がある。

**【強靱化推進方針】**

通学路における危険箇所について合同点検により把握し、出来る対策を各関係者と検討しながら、対策の実施と適切な施設の維持管理を推進していく。

関連する数値指標	現状値	目標値
合同点検に基づく通学路の安全対策の実施率 (市道に関するもの)	93.5% (R6)	100%(毎年度)

●無電柱化促進事業(再掲)

(建設構想部)

交通・物流

ライフライン・情報通信

【現状】

大規模自然災害等発生時、電柱の倒壊が懸念されており、交通障害やライフラインの供給停止の長期化を防ぐとともに、更には安全・円滑な交通、景観形成・観光振興等に寄与する道路空間を確保するため無電柱化を推進している。

【脆弱性評価】

大規模自然災害等が発生した場合、電柱の倒壊等による交通障害の発生や、ライフラインの供給停止長期化のリスクを最小化するなど防災性の向上を図るとともに、安全・円滑な道路空間の確保及び良好な景観の向上のため、電線事業者との情報共有と連携強化を図り、引き続き無電柱化への取り組みを推進していく必要がある。

【強靱化推進方針】

電柱の倒壊等による交通障害の発生やライフラインの供給停止長期化のリスクを最小化するなど防災性の向上を図るとともに安全・円滑な道路空間の確保及び良好な景観の向上のため、電線事業者との情報共有と連携強化を図り、国や県の無電柱化推進に向けた動向や、緊急輸送路、防災拠点の見直しを踏まえ、無電柱化を推進する。

関連する数値指標	現状値	目標値
市道の無電柱化した路線延長	6.42km(R6)	6.72km(R8)

●道路維持管理事業(道路法面・盛土の土砂災害防止対策)(再掲)

(建設構想部)

交通・物流

【現状】

道路の法面等の土砂の流出、竹のせり出し、倒木等により、道路の閉塞など通行に支障をきたす被害が発生している。

【脆弱性評価】

豪雪や集中豪雨、地震による道路法面の土砂の流出、竹木せり出しや倒壊により、道路閉塞による通行止めや人身・物損被害を未然に防止する必要があるため、道路法面の浸食防止や竹木の伐採等の対策を総合的、複合的かつ計画的に進める必要がある。

【強靱化推進方針】

過去に被害が発生した道路法面について、土砂流出や竹の倒伏、樹木の倒木といった多様な災害リスクの低減を図るため、多角的な道路法面保護の対策を推進する。

関連する数値指標	現状値	目標値
道路法面保護 対策実施箇所	0箇所(R7)	15箇所(R12)

●緊急輸送道路の整備(再掲)

(建設構想部)

交通・物流

【現状】

緊急輸送道路について、平時から安全点検等を行い安全性を確認しておくとともに、自然災害発生時の安全点検に係る実施体制について整備している。また、緊急輸送道路上の街路樹については、倒木により交通の妨げとなる恐れがあるため、災害時における応急対策業務の支援に関する協定を締結している団体との連携を図り、非常時における安全点検等の実施体制を構築している。

【脆弱性評価】

緊急輸送道路の点検については、橋梁や大型カルバート（地下道）は5年に1回の法定点検を、法面は10年に1回の自主点検を実施し、道路の重要性を勘案して損傷度が高い施設から修繕を行い、維持管理費用の縮減と通行の安全・安心の確保を図るとともに、施設の最適化を図りながら、長寿命化・更新・統廃合の取り組みを計画的に進めていく必要がある。

【強靱化推進方針】

緊急輸送道路や危険度の高い道路法面の防災対策を実施するなど、自然災害発生時の道路機能の維持に向けた取り組みを推進する。

また、迅速な復旧復興のためには、自然災害発災時の初動が重要であることから、緊急輸送道路やJ R、国道、N E X C Oの安全確認を効率的に実施できる体制を整備していく。

関連する数値指標	現状値	目標値
橋梁法定点検(5年に1回)	184 橋(R6)	440 橋(R8~R10)
大型カルバート法定点検(地下道)(5年に1回)	1 箇所(R2)	1 箇所(R12)
道路防災点検(法面:10年に1回程度)	1 箇所(H27)	1 箇所(R17)

●道路ストック整備事業(再掲)

(建設構想部)

交通・物流

長寿命化・老朽化対策

【現状】

市道の舗装やトンネル等の道路主要施設及び道路案内標識や側溝等の道路付属施設における道路ストックの整備として、郡山市道路施設修繕計画等に基づき、定期的な点検やパトロールを実施することで健全性を確認し、効率的・効果的な修繕・更新を実施するなど予防保全を基本とした維持管理を進めている。

【脆弱性評価】

道路ストックの整備については、施設の老朽化対策及び道路環境の施設整備の取り組みをすすめているが、郡山市道路施設修繕計画等に基づき定期的な点検やパトロールを実施し健全性を確認するとともに、損傷等による機能不全にならないよう施設の最適化を図りながら修繕・更新を実施するなど予防保全を基本とした維持管理を行い道路機能の保全を図っていく必要がある。

【強靱化推進方針】

自然災害等発生時、道路の損壊による交通障害は救援・救護活動等に支障をきたし迅速な復興の妨

げとなるため、引き続き予防保全を基本とした維持管理・更新等の整備を推進し、更なる道路機能の保全を図っていく。

関連する数値指標	現状値	目標値
舗装点検実施路線	60km(R6)	181km (R8~R10)
点検結果に基づく舗装修繕延長	7,148m(R6)	36km(R8~R12)

**目標 6. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する**

リスクシナリオ 6-1

復興を支える人材の不足、復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態

<p>●災害ボランティアの円滑な活動体制の強化</p>	<p>(保健福祉部・市民部)</p>
<p>リスクコミュニケーション</p>	
<p><b>【現状】</b> 郡山市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関する問い合わせ等の対応を行っている。</p> <p><b>【脆弱性評価】</b> 大規模災害時において、被災者のニーズにきめ細かく対応するためには、ボランティア活動を強化していく必要がある。</p> <p><b>【強靱化推進方針】</b> 大雨による河川の氾濫時等による被災家屋の土砂撤去や生活支援等、被災者の生活再建に果たす役割は大きいことから、ボランティア活動が円滑に実施されるように、郡山市社会福祉協議会と連携を図りながら災害ボランティアの活動環境の整備を図っていく。</p>	
<p>●防災士への支援</p>	<p>(総務部)</p>
<p>リスクコミュニケーション</p>	
<p><b>【現状】</b> 地域防災力の向上のため、核となる防災士の育成が必要となっている。</p> <p><b>【脆弱性評価】</b> 大規模自然災害等発生時においては、「自助」「共助」による地域での助け合いが重要であることから、今後とも防災士養成を行い、地域の防災力向上を図る必要がある。</p> <p><b>【強靱化推進方針】</b> 行政と住民が一体となって災害対策活動に取り組み被害拡大を防止するため福島県防災士会との連携強化を図っていくとともに、防災士の養成を図るための資格取得支援を推進し、地域防災力の向上に向けた取り組みを強化していく。</p>	
<p>●建設業界との連携強化</p>	<p>(建設構想部)</p>
<p>住宅・都市</p>	
<p><b>【現状】</b> 大規模自然災害等発生時の被災建物等の応急復旧を実施するため、市内の関係団体との協力体制を構築している。</p> <p><b>【脆弱性評価】</b> 大規模自然災害等発生時、建築物等の応急復旧等に必要の人材や資機材を確保するため、関係団体</p>	

と協定を締結するなど連携を強めているが、今後発生する災害に備えて協定の実効性が高まるように、継続して連携を強化していく必要がある。

**【強靱化推進方針】**

大規模自然災害等発生時、建築物等の応急復旧等に必要の人材や資機材を確保するため、関係団体と協定を締結するなど連携を強めているが、今後発生する災害に備えて協定の実効性が高まるように、総合防災訓練等を通じて連携を強化していく。

**●スクールカウンセラー配置事業**

(学校教育部)

保健医療・福祉

**【現状】**

大規模災害によりPTSDや強い不安を抱く児童生徒に対して、郡山市配置のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スーパーバイザーがカウンセリングや家庭訪問等を行うことにより不安を軽減し、早期の解決を図っている。

**【脆弱性評価】**

平時だけでなく、大規模自然災害等発生時の児童生徒の不安や強いストレスに対する相談に的確・柔軟に対応できるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの資質や専門性の向上を図ることが必要である。

**【強靱化推進方針】**

平時だけでなく、大規模自然災害等発生時の児童生徒の不安や強いストレスに対する相談に的確・柔軟に対応できるようにするため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの資質や専門性の向上を図り、児童生徒の心のケア対策の一層の充実と強化に取り組んでいく。

**●セーフコミュニティ推進事業**

(市民部)

リスクコミュニケーション

**【現状】**

平成29年度(2018年2月)にセーフコミュニティ国際認証取得、令和4年度(2023年2月)セーフコミュニティ国際認証を再取得し、市民・行政・関係機関・団体の協働による安全・安心なまちづくりを推進している。

**【脆弱性評価】**

セーフコミュニティを中心的概念とした協働による安全で安心なまちづくりを推進し、町内会や自主防災組織等、地域コミュニティに対する活動支援をはじめ、ハザードマップ作成や防災訓練、防災教育、防災リーダー等の人材育成を通じた地域づくりを行っている。豪雨・土砂災害・地震等の大規模災害が同時多発的かつ広域で発生すると、行政だけでは対応できない場合があることが想定されるため、コミュニティ力を強化・向上が必要である。

**【強靱化推進方針】**

セーフコミュニティを中心的概念とした協働による安全で安心なまちづくりを推進し、町内会や自主防災組織等、地域コミュニティに対する活動支援をはじめ、ハザードマップ作成や防災訓練、防災教育、防災リーダー等の人材育成を通じた地域づくりを行っている。豪雨・土砂災害・地震等の大規模災

害が同時多発的かつ広域で発生すると、行政だけでは対応できない場合があることが想定されるため、コミュニティ力を強化・向上が必要であることから事業を継続していく。

●被災者の生活再建に係る各種支援

(保健福祉部)

行政機能等

【現状】

地震等の自然災害により住宅、家財の被害を受けた方、負傷者等に対し、生活再建に必要な支援金の支給や資金の貸付等を行っている。

【脆弱性評価】

発災後の被災者の生活支援に関する各種制度（災害弔慰金、見舞金、義援金、被災者生活再建支援制度、災害援護資金貸付金等）の内容及び手続について、速やかに市民への周知できる体制を構築しておく必要がある。

【強靱化推進方針】

発災後の被災者の生活支援に関する各種制度（災害弔慰金、見舞金、義援金、被災者生活再建支援制度、災害援護資金貸付金等）の内容及び手続について、速やかに市民へ周知し、迅速かつ円滑な実施体制の構築を図っていく。

●自主防災組織活動支援事業(再掲)

(総務部)

リスクコミュニケーション

【現状】

各地区の防災体制を強化するため、自主防災組織の活動に対して補助金交付により支援を行う。さらに、地域住民同士が協力して作成する「地区防災マップ」への支援を行い、地域防災力の向上を図っている。

【脆弱性評価】

自主防災組織については、いずれの地区も高齢化や後継者不足等が課題となっており、さらなる普及啓発や活動の充実等により、特に若い世代の地域活動への参加を促していくとともに、郡山市総合防災訓練への参加だけでなく、各地区での防災訓練実施を呼びかけ、地域防災力の向上を図る必要がある。

【強靱化推進方針】

本市の自主防災組織率は100%であるが、さらなる地域防災力の充実を図るため、自主防災組織の訓練実施率を向上させていくとともに、地域住民・関係機関・団体と連携し作成する「地区防災マップ」への積極的な支援を行い、自主防災組織の更なるレベルアップと地域防災力の向上に向けた取り組みを推進する。

リスクシナリオ 6-2

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

●ごみ焼却施設・汚水処理施設の維持管理

(環境部)

環境

長寿命化・老朽化対策

【現状】

河内・富久山クリーンセンター、富久山衛生処理センターの老朽化対策については、2018（平成 29）年度で長寿命化工事が終了し、大規模自然災害等に備え計画的な維持管理と更新を行ってきており、河内埋立処分場においても年次計画により定期的な設備等の維持・補修を実施してきた。

【脆弱性評価】

河内クリーンセンター・富久山クリーンセンター、富久山衛生処理センターの老朽化対策については、2018（平成 29）年度で長寿命化工事が終了し、大規模自然災害等に備え計画的な維持管理と更新を図ってきたが、令和元年東日本台風による大雨で富久山クリーンセンター、富久山衛生処理センターが浸水被害に遭い稼働停止になったことから、被災原因の検証を進め、対策を検討していく必要がある。

【強靱化推進方針】

河内クリーンセンター・富久山クリーンセンター、富久山衛生処理センターの老朽化対策については、平成 29 年度で長寿命化工事が終了し、大規模自然災害等に備え計画的な維持管理と更新を図っていたが、令和元年東日本台風による大雨で富久山クリーンセンター、富久山衛生処理センターが浸水被害に遭い稼働停止になったことから、河川改修計画による越水対策等を考慮しながら、当該施設における大雨時の内水対策を検討していく。

また、河内クリーンセンターは供用開始から 40 年が経過していることから、今後の施設整備について検討を開始する。

●ごみの収集・し尿等関係団体との協定締結

(環境部)

環境

【現状】

大規模自然災害等発生時における災害ごみ、し尿等収集運搬の協力に関する協定を締結し、ごみの収集と併せて避難所等のトイレ確保のため、汲み取り式仮設トイレの調達・収集に関する協力体制を構築している。

【脆弱性評価】

大規模自然災害等発生時における災害ごみ、し尿の処理等を迅速に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらには被災地での応急復旧対策の円滑な実施を図るため、協定を締結している事業者との連携を深め、体制を強化していく必要がある。

【強靱化推進方針】

大規模自然災害等発生時の大量の災害廃棄物の発生に対応するため、収集・運搬・し尿処理につい

て、協定締結事業者との連携を深化させ、協定の更なる実効性の向上に取り組んでいく。

●災害廃棄物の処理に係る他自治体との連携

(環境部)

環境

【現状】

大規模自然災害等が発生した場合、ごみ処理・し尿処理施設が被災し使用不能になることが想定されるため、国、都道府県、市町村、民間事業者、有識者などで構成する地方ブロック会議協議会間で、各々の役割と対応を定めた行動計画を活用し、市町村・都道府県・地方の枠を超えた連携と協力体制を構築している。

【脆弱性評価】

大規模自然災害等が発生した場合、ごみ処理・し尿処理施設が被災し使用不能になることが想定されるため、国、都道府県、市町村、民間事業者、有識者などで構成する地方ブロック会議間で、各々の役割と対応を定めた行動計画を活用し、市町村・都道府県・地方の枠を超えた連携と協力体制を構築している。更に、令和3年(2021年)6月に締結した「福島県災害廃棄物等の処理に関する協定書」に基づき県内自治体の連携強化が図られた。

【強靱化推進方針】

大規模自然災害等が発生した場合、ごみ処理・し尿処理施設が被災し使用不能になることが想定されるため、国、都道府県、市町村、民間事業者、有識者などで構成する地方ブロック会議間で、各々の役割と対応を定めた行動計画を活用し、市町村・都道府県・地方の枠を超えた連携と協力体制を構築している。更に、令和3年(2021年)6月に締結した「福島県災害廃棄物等の処理に関する協定書」に基づき県内自治体の連携強化が図られた。

●火葬の広域連携

(環境部)

環境

【現状】

大規模災害により火葬場が停止となった場合は、福島県地域防災計画に基づき、近隣市町村の火葬場で火葬を行う。

【脆弱性評価】

大規模自然災害等発生時において、火葬場及び火葬炉が使用できない場合に、遅滞なく火葬及び埋葬を行うため、福島県広域火葬計画に基づき円滑な火葬業務のための体制を整備する必要がある。

【強靱化推進方針】

大規模自然災害発生時、甚大な被害が広範囲に発生した際に、被災市町の火葬場だけでは遺体の火葬が困難であり、また火葬場自体が被災し火葬が困難になった場合は、県内及び協定締結自治体の火葬場を活用する必要があることから、広域火葬を実施するための体制構築を促進していく。

●公有財産の有効活用及び適正管理の推進

(財務部)

行政機能等

【現状】

人口減少の時代を迎え、住民のニーズも変化し、これまで積極的に整備してきた社会資本の全てをそのまま維持していくことが困難となっており、公共施設を限られた財源の中で適切に管理していくことや資産の有効活用による新たな税外収入の確保が求められている。

また一方、行政目的がなくなった普通財産については、未利用財産として売却又は貸付等を推進するものであるが、行政倉庫としての利用や災害時における車中泊避難場所等として利用することも想定されることから、適正な管理が求められる。

【脆弱性評価】

大規模自然災害等発生時においては、車中泊避難場所等の避難機能をはじめ、特設の災害ゴミ一時保管場所の設置や緊急消防援助隊の基地などの用地が緊急的に必要となることから、そのための用地を早急に確保し、迅速な災害対応を図っていく必要がある。

【強靱化推進方針】

大規模自然災害等発生時においては、車中泊避難場所等の避難機能をはじめ、特設の災害ゴミ一時保管場所の設置や緊急消防援助隊の基地などのスペース（用地）を確保する必要があるため、災害時に求められる災害ゴミ一時保管場所や緊急消防援助隊基地などの各種災害対応機能を実施できるための用地として、迅速かつ円滑に活用できるよう、日頃より普通財産の維持管理に努める必要がある。

リスクシナリオ 6-3

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

●地籍調査事業

(農商工部)

土地利用・土地保全

【現状】

全国で多発する大規模自然災害等に備え、土地の境界や所有者を明確化することにより、迅速な復旧を可能なものとするため地籍調査を計画的に実施している。

【脆弱性評価】

大規模自然災害等発生後の迅速な復旧と復興を可能とするためには、土地の境界を確定しておくことが重要であるが、都市部及び中山間地において、土地所有者の高齢化、管理放棄地、相続未登記、土地所有者不明地により土地の境界が確定できず調査事業が期間内に完了しないことが想定されるため、遅延対策が必要である。

【強靱化推進方針】

令和 2 年 5 月に策定された国の第 7 次国土調査事業十箇年計画に基づき、所有者不明の場合等であっても円滑な調査を進めるための新たな調査方法の活用や、防災対策、社会資本整備等の政策効果の高い地域及び山間部での地籍調査を重点的に実施する。

●公有財産の有効活用及び適正管理の推進(再掲)

(財務部)

行政機能等

【現状】

人口減少の時代を迎え、住民のニーズも変化し、これまで積極的に整備してきた社会資本の全てをそのまま維持していくことが困難となっており、公共施設を限られた財源の中で適切に管理していくことや資産の有効活用による新たな税外収入の確保が求められている。

また一方、行政目的がなくなった普通財産については、未利用財産として売却又は貸付等を推進するものであるが、行政倉庫としての利用や災害時における車中泊避難場所等として利用することも想定されることから、適正な管理が求められる。

【脆弱性評価】

大規模自然災害等発生時においては、車中泊避難場所等の避難機能をはじめ、特設の災害ゴミ一時保管場所の設置や緊急消防援助隊の基地などの用地が緊急的に必要となることから、そのための用地を早急に確保し、迅速な災害対応を図っていく必要がある。

【強靱化推進方針】

大規模自然災害等発生時においては、車中泊避難場所等の避難機能をはじめ、特設の災害ゴミ一時保管場所の設置や緊急消防援助隊の基地などのスペース(用地)を確保するため、災害時に

求められる災害ゴミ一時保管場所や緊急消防援助隊基地などの各種災害対応機能を実施できるための用地として、迅速かつ円滑に活用できるよう、日頃より普通財産の維持管理に努める必要がある。

リスクシナリオ 6-4

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

●文化財に係るパトロール及び災害時の相互応援事業

(文化スポーツ観光部)

行政機能等

【現状】

東日本大震災、熊本地震など大規模な災害が発生した際、各地方公共団体単独では対応が困難な場合に備え、令和2年4月1日に福島県及び県内59市町村で災害時の相互応援に関する協定を締結し、有事に備えている。

【脆弱性評価】

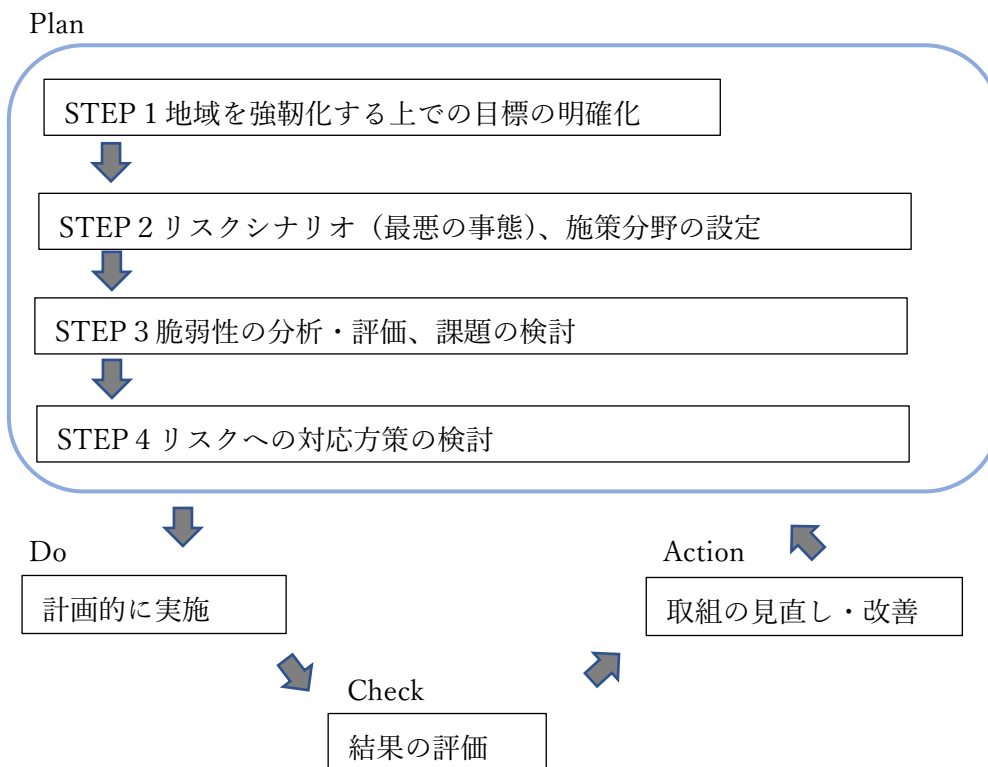
構造上脆弱性がある文化財については、大規模地震等による損壊が生じやすく、喪失や崩壊等を防ぐには初期対応・応急的処置が重要である一方、文化財保護行政における職員数の不足・専門職員の不在又は不足により適切な初期対応が図られない課題があり、対応の遅れが文化財的価値の損失につながる懸念がある。

【強靱化推進方針】

災害に備え、定期的に文化財の現状・危険性を事前に把握しておくとともに、災害発生時には、応援協定に基づき職員の派遣・初期対応・応急的処置を迅速に実施できるよう体制を整備する。また、被害にあった文化財の修復に対し支援を行う。

## 第5章 計画の推進

本計画の進捗管理については、PDCA サイクルにより各種施策の進捗管理を行います。また、総合計画や地域防災計画、各部局の個別計画等、関連計画の策定や見直し時にはそれらとの整合性を確保するとともに、災害の発生状況や社会情勢の変化等により修正・見直しを行っていくものとします。



郡山市国土強靱化地域計画

郡山市総務部防災危機管理課

〒963-8601

福島県郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

TEL:024-924-2161

e-mail: [bousaikikikanri@city.koriyama.lg.jp](mailto:bousaikikikanri@city.koriyama.lg.jp)